# 市川三郷町
# 第２期子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月
市 川 三 郷 町

# 目　次


第１章　計画策定の趣旨 ..... 1
第１節　計画策定の背景 ..... 1
第２節　計画策定の目的・位置づけ ..... 2
第３節　計画の期間 ..... 3

第２章　市川三郷町の現状 ..... 4
第１節　人口等の推移 ..... 4
第２節　子育て支援施策の実施状況 ..... 9
第３節　ニーズ調査から見た子育て家庭の現状 ..... 13

第３章　計画の理念と体系 ..... 35
第１節　基本理念 ..... 35
第２節　取り組み方針 ..... 35
第３節　計画の体系 ..... 37

第４章　行動計画 ..... 38
方針１　地域における子育ての支援 ..... 38
方針２　親子の健康づくり ..... 42
方針３　学びを通した成長 ..... 45
方針４　暮らしやすいまちづくり ..... 47

第５章　子ども・子育て支援事業の推進 ..... 50
第１節　基本的な考え方 ..... 50
第２節　教育・保育 ..... 53
第３節　地域子ども・子育て支援事業 ..... 56
第４節　子ども・子育て支援事業の推進のための取り組み ..... 65

第６章　推進体制 ..... 67
第１節　計画の推進体制 ..... 67
第２節　計画の評価・見直し ..... 67

資料編 ..... 68
①市川三郷町子ども・子育て会議条例 ..... 68
②市川三郷町子ども・子育て会議委員 ..... 70

# 第１章　計画策定の趣旨

## 第１節　計画策定の背景

近年、晩婚化や女性の社会進出、結婚や出産に対する価値観の変化等により、少子化が急速に進行しています。2016（平成 28）年には全国の年間の出生数が 100 万人を下回り、戦後最低の記録を更新しました。こうした少子化の進行により、社会の活力の低下等、様々な影響が懸念されるようになっています。また、地域関係の希薄化や家族形態・就労形態の多様化、家庭の経済的負担の増加等、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、安心して子どもを産み育てることは容易ではありません。

こうした状況の中、国では、2012（平成 24）年に保育所や幼稚園、認定こども園を通じた共通の新たな給付の実施や地域の実情に応じた子ども・子育て支援制度の充実等について盛り込まれた「子ども・子育て関連３法」を制定しました。また、2015（平成 27）年度には、この３法に基づいた幼児期における学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。さらに、待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」を 2017（平成 29）年に公表し、2019（令和元）年 10 月１日より認可・認可外を問わず幼児教育・保育の無償化を実施するなど、子育てに関する施策が推進されています。

本町では、2015（平成 27）年３月に「市川三郷町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の学校教育・保育やその他の子育て支援サービスの提供体制の整備を図り、子どもやその保護者への支援、地域や教育・保育サービス事業者との連携を図ってきました。このたび、2019（令和元）年度をもって計画期間が満了すること、また、子育て家庭における問題の多様化や支援に対する需要の高まりを受け、地域全体で子育てを支援する環境整備の指針として、新たに 2020（令和２）年度から 2024（令和６）年度までの５年間を計画期間とする「市川三郷町第２期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 第２節　計画策定の目的・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第１項に基づいて作成する法定計画であるとともに、次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく市町村行動計画としての側面も有する、本町の子育て支援施策を総合的に推進していくための基本的な方向を定めるものです。

また、本計画は「市川三郷町第２次総合計画」及び「市川三郷町第３次地域福祉計画」を上位計画として位置づけるとともに、各種関連計画との整合を図ります。

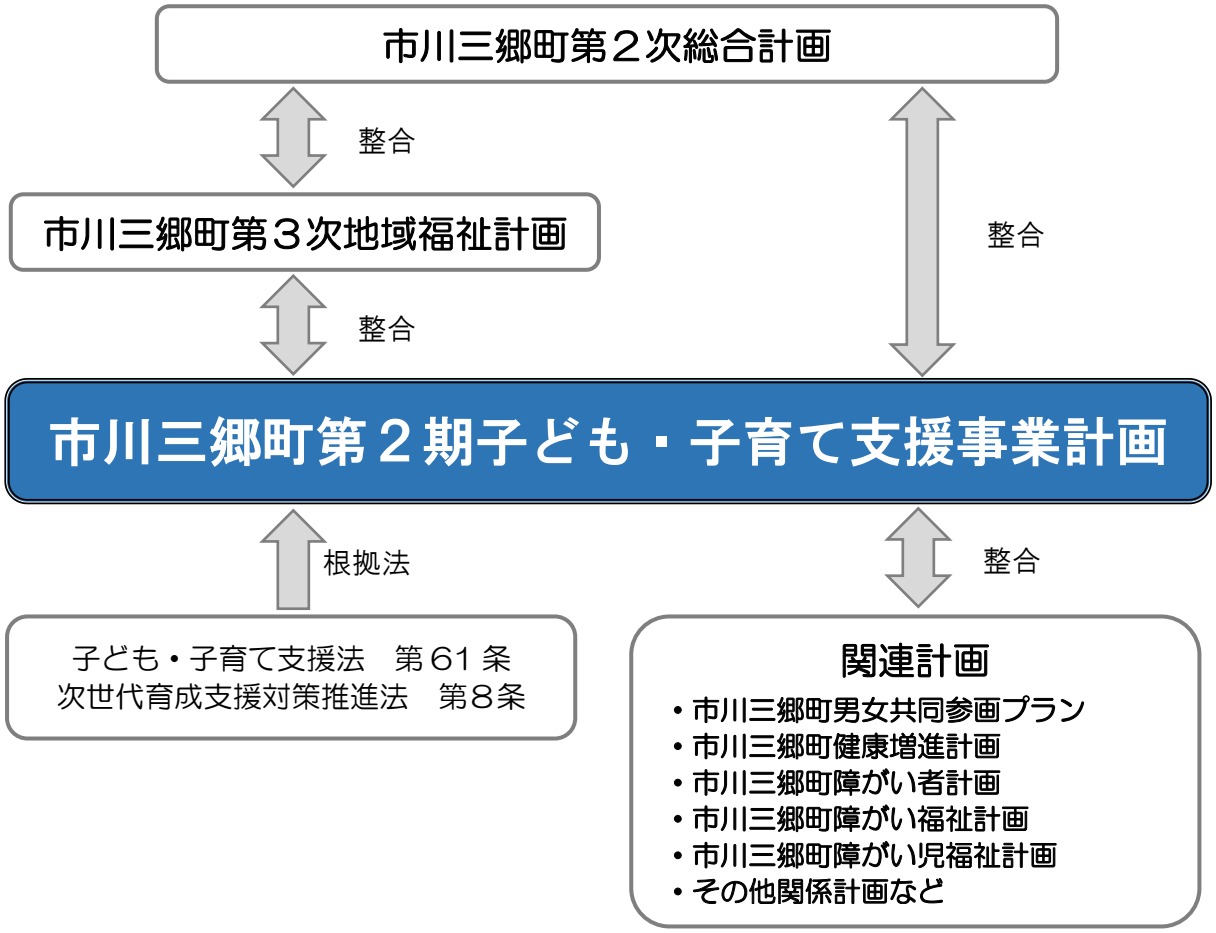

## 第３節　計画の期間

本計画の計画期間は、2020（令和２）年度から 2024（令和６）年度までの５年間です。

ただし、計画期間内において、子ども・子育て支援に関連する状況に変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

<table>
<tr><th>平成<br>30 年度<br>(2018)</th><th>令和<br>元年度<br>(2019)</th><th>令和<br>２年度<br>(2020)</th><th>令和<br>３年度<br>(2021)</th><th>令和<br>４年度<br>(2022)</th><th>令和<br>５年度<br>(2023)</th><th>令和<br>６年度<br>(2024)</th></tr>
<tr><td colspan="2">市川三郷町子ども・子育て<br>支援事業計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">評価・計画策定</td><td colspan="5">市川三郷町第２期子ども・子育て支援事業計画</td></tr>
</table>

# 第２章　市川三郷町の現状

## 第１節　人口等の推移

### （１）人口の推移

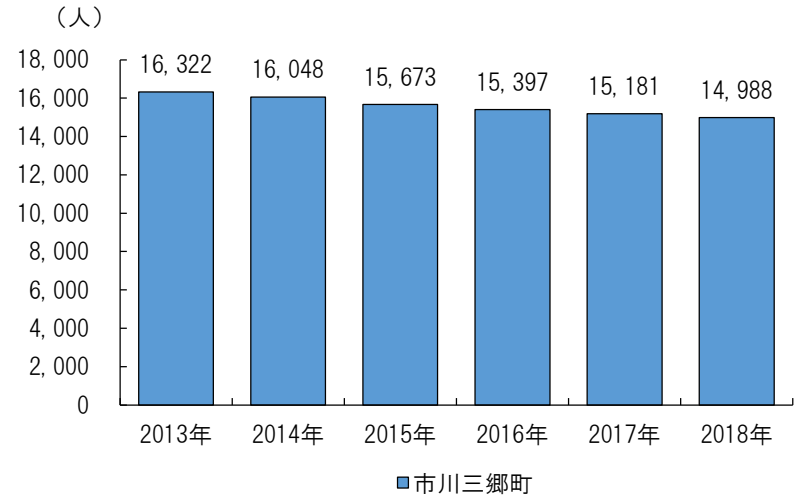


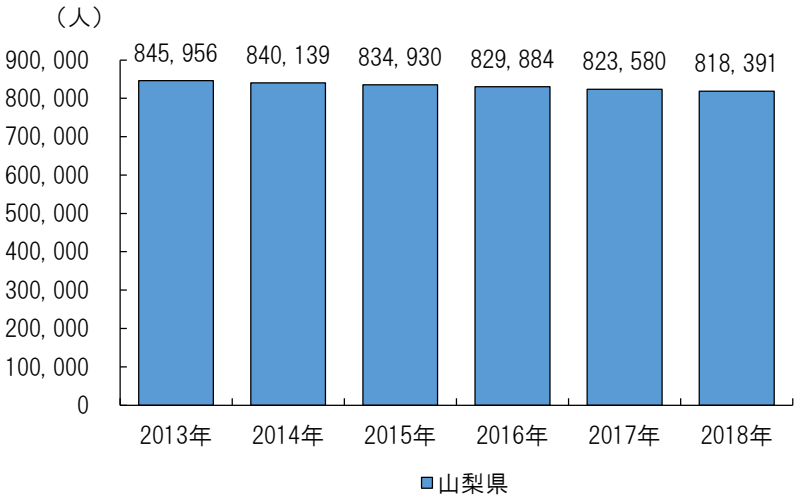


出典：山梨県企画部統計調査課「山梨県常住人口調査結果報告」（各年 10 月 1 日現在）

本町の人口は減少を続けており、2013（平成 25）年は 16,322 人でしたが、2018（平成 30）年には 14,988 人となり、1,334 人減少しています。山梨県全体の人口も減少を続けており、2018（平成 30）年には 818,391 人となっています。

## （２）１世帯あたりの世帯員数の推移

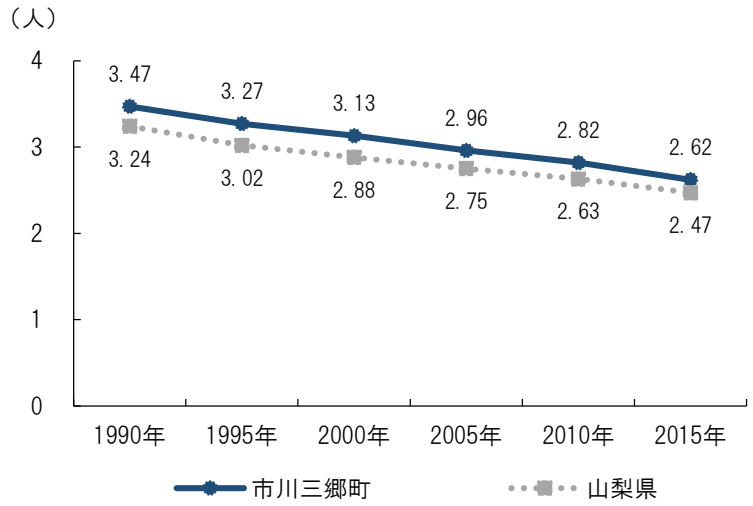


出典：国勢調査

本町の１世帯あたりの世帯員数の推移は、山梨県の数値を上回ってはいるものの減少傾向にあり、2015（平成 27）年には 2.62 人となっています。

## （３）年齢別未婚率

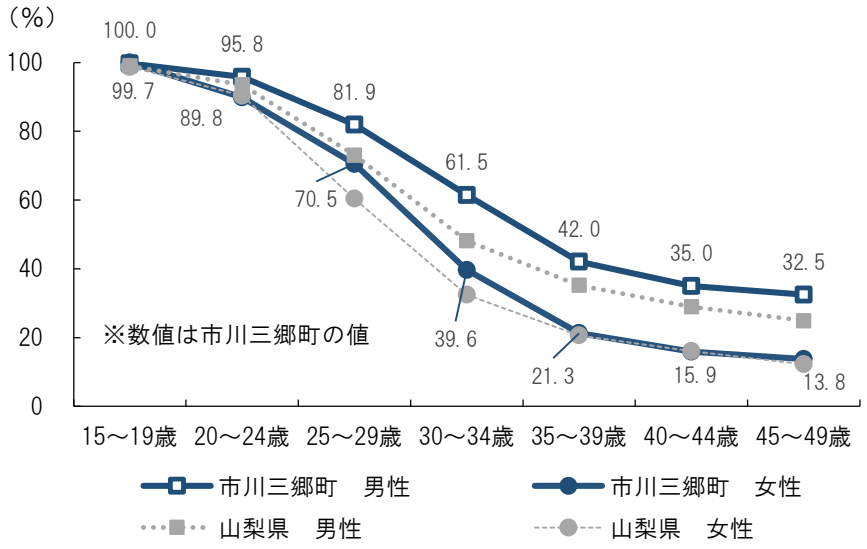


出典：国勢調査（2015 年）

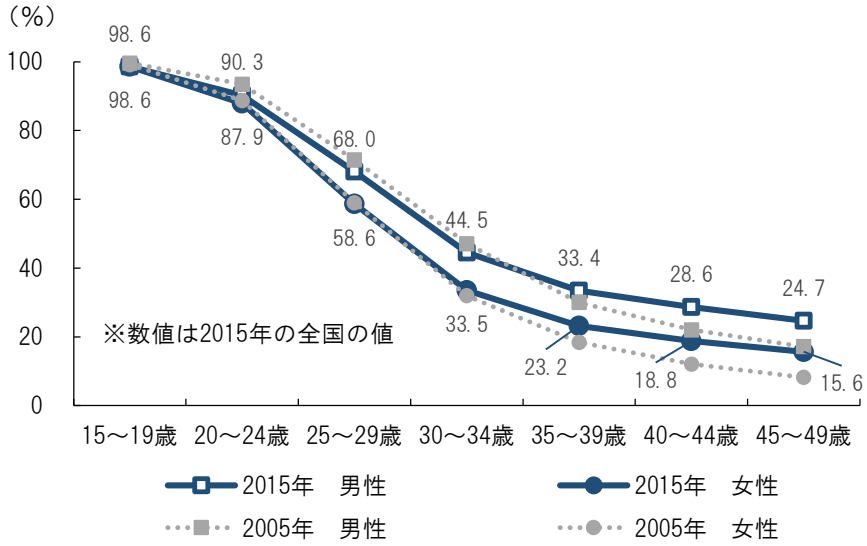


出典：国勢調査

本町の年齢別未婚率は、女性に比べて男性の方が高く、30～34 歳において 61.5%、45～49 歳においては 32.5%となっています。全国の年齢別未婚率は、2015（平成 27）年と 2005（平成 17）年を比較すると、男女ともに 30～34 歳まではほぼ同じ水準ですが、35 歳以降は 2015（平成 27）年の方がやや高くなっています。

## （４）年齢別就業率

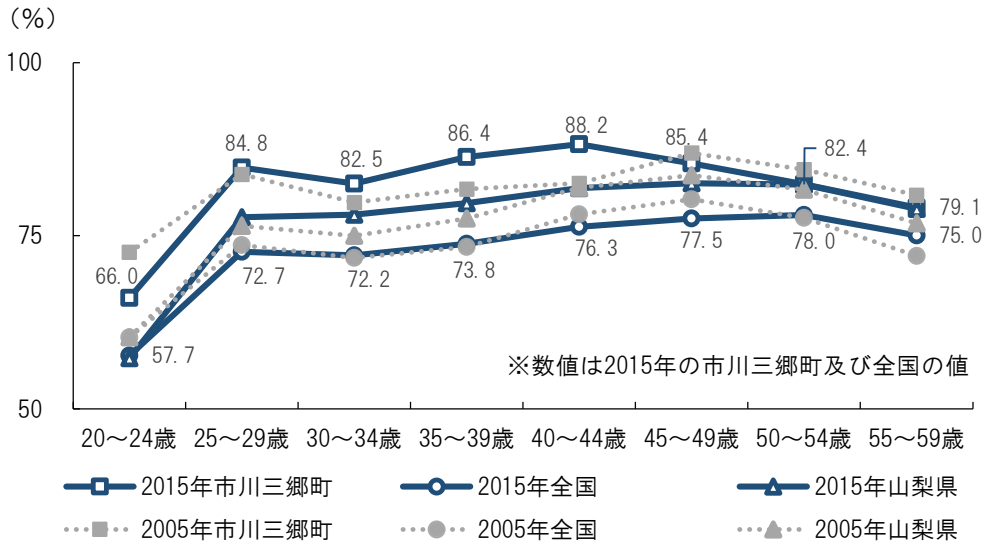


出典：国勢調査

本町の 2015（平成 27）年の年齢別就業率をみると、25～29 歳において 84.8%となっていますが、30～34 歳においては 82.5%とやや減少しています。その後 35～44 歳において就業率が上がる傾向にあり、45 歳以上を境目に減少傾向となっています。また、全体の傾向としては全国とほぼ同じですが、全国の水準よりも高くなっています。

## （５）出生数・出生率の推移

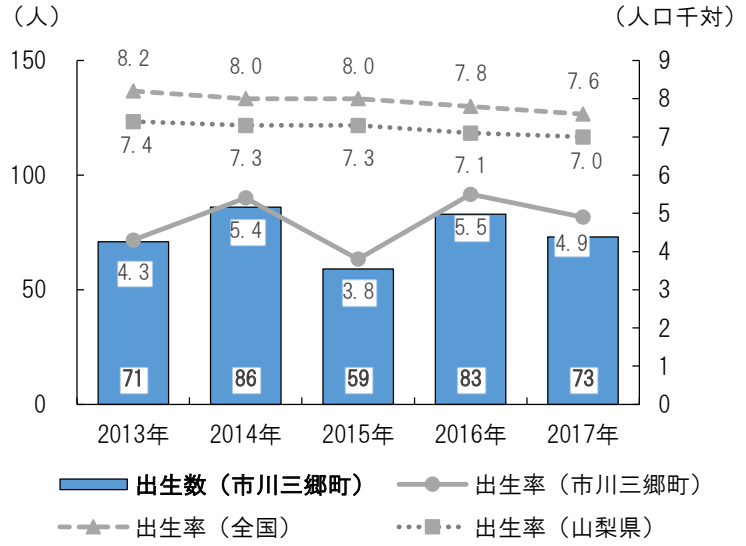


出典：人口動態統計（各年 10 月 1 日現在）

本町の出生数・出生率は、2013（平成 25）年以降増減を繰り返しています。出生数は、この５年間の中では、2015（平成 27）年において 59 人と最も少なく、2014（平成 26）年においては 86 人と最も多くなっています。また、全国・山梨県の出生率は、2013（平成 25）年以降やや減少傾向にあります。

## （６）就学前児童数の推移

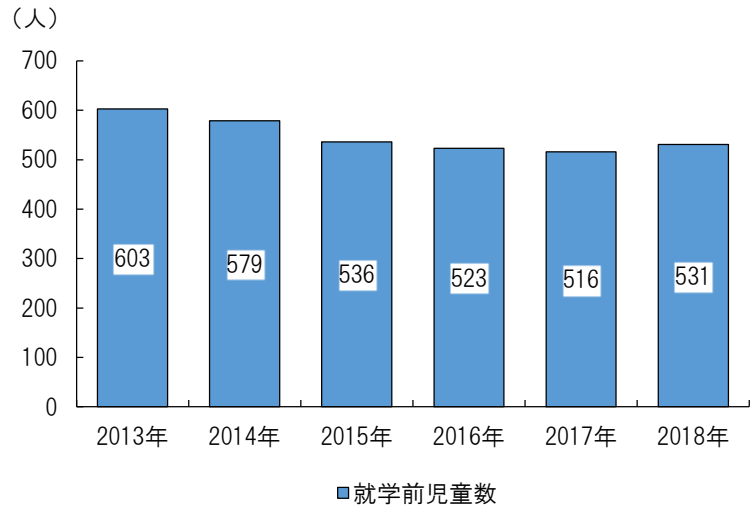


出典：住民基本台帳（各年４月１日現在）

本町の就学前児童数は、少子化の影響により、減少傾向にあります。2014（平成 26）年以降は 500 人台で推移していますが、2018（平成 30）年においてはやや増加し 531 人となっています。

## （７）小学校児童数の推移

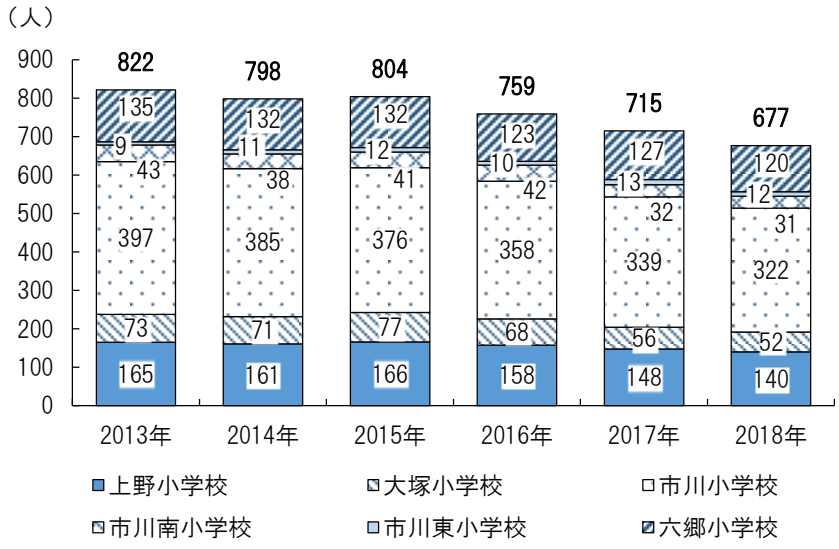


資料：教育総務課（各年４月１日現在）

本町の小学校児童数は、2013（平成 25）年以降増減を繰り返していますが、2015（平成 27）年からは減少傾向にあり、2018（平成 30）年における児童数は 677 人となっています。

# 第２節　子育て支援施策の実施状況

## （１）４ヶ月児健診

| | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象者数（人） | 72 | 93 | 56 | 81 | 79 | 57 |
| 受診者数（人） | 68 | 88 | 53 | 74 | 77 | 57 |
| 受診率　（%） | 94.4 | 94.6 | 94.6 | 91.4 | 97.5 | 100.0 |

資料：子育て支援係（各年度３月 31 日現在）

## （２）７ヶ月児健診

| | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象者数（人） | 80 | 88 | 67 | 77 | 79 | 61 |
| 受診者数（人） | 72 | 85 | 63 | 73 | 77 | 61 |
| 受診率　（%） | 90.0 | 96.6 | 94.0 | 94.8 | 97.5 | 100.0 |

資料：子育て支援係（各年度３月 31 日現在）

## （３）10 ヶ月児健診

| | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象者数（人） | 90 | 78 | 86 | 61 | 93 | 65 |
| 受診者数（人） | 90 | 78 | 83 | 56 | 92 | 63 |
| 受診率　（%） | 100.0 | 100.0 | 96.5 | 91.8 | 98.9 | 96.9 |

資料：子育て支援係（各年度３月 31 日現在）

## （４）13 ヶ月児健診

| | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象者数（人） | 100 | 74 | 94 | 65 | 88 | 75 |
| 受診者数（人） | 91 | 73 | 92 | 62 | 88 | 75 |
| 受診率　（%） | 91.0 | 98.6 | 97.9 | 95.3 | 100.0 | 100.0 |

資料：子育て支援係（各年度３月 31 日現在）

各乳児健診の受診率は非常に高く、全ての期間において、90.0%以上となっています。

### （５）１歳６ヶ月児健診

| | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象者数（人） | 69 | 92 | 89 | 82 | 68 | 98 |
| 受診者数（人） | 66 | 90 | 88 | 77 | 62 | 91 |
| 受診率　（%） | 95.7 | 97.8 | 98.9 | 93.9 | 91.2 | 92.9 |

資料：子育て支援係（各年度３月 31 日現在）

### （６）２歳児歯科健診

| | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象者数（人） | 83 | 94 | 84 | 90 | 82 | 75 |
| 受診者数（人） | 73 | 85 | 72 | 82 | 74 | 73 |
| 受診率　（%） | 88.0 | 90.4 | 85.7 | 91.1 | 90.2 | 97.3 |

資料：子育て支援係（各年度３月 31 日現在）

### （７）３歳児健診

| | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象者数（人） | 100 | 91 | 92 | 91 | 116 | 77 |
| 受診者数（人） | 93 | 86 | 82 | 88 | 110 | 71 |
| 受診率　（%） | 93.0 | 94.5 | 89.1 | 96.7 | 94.8 | 92.2 |

資料：子育て支援係（各年度３月 31 日現在）

### （８）５歳児健診

| | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象者数（人） | 138 | 94 | 105 | 86 | 99 | 102 |
| 受診者数（人） | 129 | 91 | 98 | 82 | 96 | 98 |
| 受診率　（%） | 93.5 | 96.8 | 93.3 | 95.3 | 96.9 | 96.1 |

資料：子育て支援係（各年度３月 31 日現在）

各幼児健診の受診率は非常に高く、全ての期間において、80.0%以上となっています。

## （９）保育所と幼稚園（認定こども園）の状況

| 区分 | 保育所（園）名 | 認可定員（人） | 特別保育事業等の実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 延長 | 障がい児 | 乳児 | 一時預かり |
| 公 | 大塚保育所 | 50 | × | ○ | ○ | ○ |
| 公 | 三珠保育所 | 68 | × | ○ | ○ | ○ |
| 公 | 市川富士見保育所 | 115 | × | ○ | ○ | ○ |
| 公 | 市川南保育所 | 45 | × | ○ | ○ | ○ |
| 公 | 山保へき地保育所※ | － | － | － | － | － |
| 私 | 高田保育園 | 60 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 私 | 定林寺立正保育園 | 60 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 私 | ひまわり保育園 | 75 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 合　　計 | | 473 | | | | |

※「山保へき地保育所」は現在休所中
資料：保育課（2019 年４月１日現在）

| 区分 | 幼稚園（認定こども園）名 | 認可定員（人） | |
|---|---|---|---|
| 私 | 市川幼稚園（認定こども園） | １号 | 15 |
| | | ２号<br>３号 | 67 |
| 私 | 市川南幼稚園（認定こども園） | １号 | 57 |
| | | ２号<br>３号 | 70 |
| 合　　計 | | １号 | 72 |
| | | ２号<br>３号 | 137 |

資料：保育課（2019 年４月１日現在）

町内には公立保育所が５か所（山保へき地保育所は現在休所中）、私立保育所が３か所開設されており、認可定員の合計は 473 人です。認定こども園は、町内に私立認定こども園が２か所開設されており、認可定員の合計は 209 人です。

## （10）放課後児童クラブの状況

| No | 名 称 | 実 施 場 所 | 定員（人） |
|---|---|---|---|
| 1 | 上野放課後児童クラブ | みたま児童館 | 40 |
| 2 | 大塚放課後児童クラブ | 大塚ふるさと交流センター | 40 |
| 3 | 子ども館友優学童クラブ | 子ども館友優 | 40 |
| 4 | じどうかん学童クラブA | 市川大門児童館 | 40 |
| 5 | じどうかん学童クラブB | 市川大門児童館 | 30 |
| 6 | 上地区公民館学童クラブ | 上地区公民館学童クラブ | 25 |
| 7 | たかた学童クラブ | 高田地区公民館 | 40 |
| 8 | やまほ学童クラブ | 山保地区公民館 | 20 |
| 9 | だいどう学童クラブ | すずかけの里 | 25 |
| 10 | 六郷放課後児童クラブ | 総合子どもセンター | 40 |
| 合　　計 | | | 340 |

資料：子育て支援係（2019 年４月１日現在）

町内の放課後児童クラブは、合計して 10 か所開設されています。

# 第３節　ニーズ調査から見た子育て家庭の現状

## （１）調査の目的

2015（平成 27）年３月に策定した「市川三郷町子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、町民の教育・保育・子育て支援に係る事業の“現在の利用状況”や“今後の利用希望”を把握し、本計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の“量の見込み”を算出する基礎資料とすることを目的に実施しました。

## （２）調査設計

●調 査 地 域　市川三郷町全域
●調 査 対 象　① 就学前児童：町内在住の就学前の子どものいる家庭
　　② 小学生　　：町内在住の小学生の子どものいる家庭
●標　本　数　① 就学前児童：431 人
　　② 小学生　　：378 人
●調 査 方 法　① 就学前児童：郵送配布－郵送回収
　　② 小学生　　：郵送配布－郵送回収・学校配布－学校回収
●調 査 期 間　2018（平成 30）年 12 月 7 日～2018（平成 30）年 12 月 25 日

## （３）回収状況

| | 配布・発送数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|---|---|---|---|
| 就学前児童 | 431 人 | 202 人 | 46.9% |
| 小学生 | 378 人 | 176 人 | 46.6% |

※有効回収数とは、回収数の内、無記入や拒否等の無効票数を除いた数

## （４）注意事項

・回答率（%）は、その設問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第２位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が 100.0%にならない場合があります。
・複数回答可の設問は全ての比率を合計すると 100.0%を超える場合があります。
・グラフ中の「ｎ（Ｎｕｍｂｅｒ　ｏｆ　ｃａｓｅの略)」は基数で、その設問に回答すべき人数を表しています。
・該当設問に回答した人の実数（回答母数）が 10 以下のものは、あくまで参考値とし本文でふれていません。

## （５）調査結果

### １　基礎的事項

#### ■調査回答者

| 項目 | | 合計 | 母親 | 父親 | その他 | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 就学前児童 | 回答者数　（人） | 202 | 185 | 15 | 1 | 1 |
| | 構成比　（%） | 100.0 | 91.6 | 7.4 | 0.5 | 0.5 |
| 小学生 | 回答者数　（人） | 176 | 148 | 26 | 2 | 0 |
| | 構成比　（%） | 100.0 | 84.1 | 14.8 | 1.1 | 0.0 |

#### ■調査対象の子どもの年齢

① 就学前児童

| 項目 | | 合計 | 4月以降生まれ※ | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 就学前児童 | 回答者数　（人） | 202 | 16 | 35 | 37 | 22 | 37 | 26 | 27 | 2 |
| | 構成比　（%） | 100.0 | 7.9 | 17.3 | 18.3 | 10.9 | 18.3 | 12.9 | 13.4 | 1.0 |

※2018（平成 30）年４月以降生まれ

② 小学生

| 項目 | | 合計 | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学生 | 回答者数　（人） | 176 | 18 | 25 | 26 | 37 | 31 | 38 | 1 |
| | 構成比　（%） | 100.0 | 10.2 | 14.2 | 14.8 | 21.0 | 17.6 | 21.6 | 0.6 |

## ２　子どもの育ちをめぐる環境について

### ■日常的な養育者（単数回答）

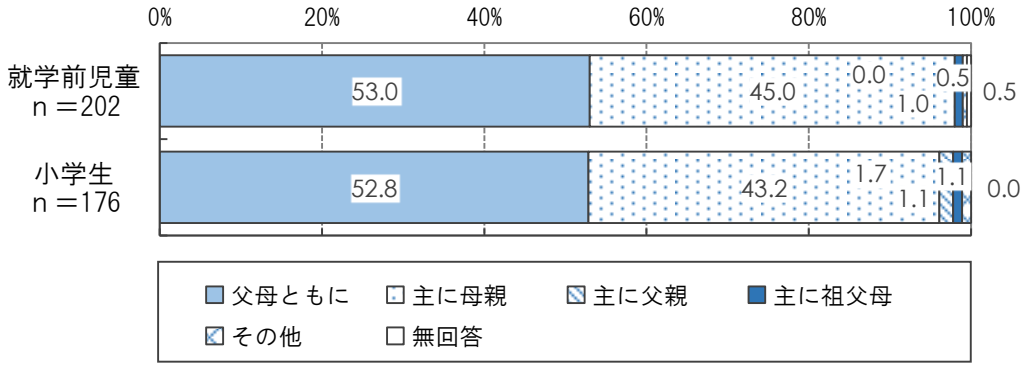


子どもの子育て（教育を含む）を主にしている方については、「父母ともに」（就学前児童：53.0％、小学生：52.8％）が就学前児童、小学生ともに５割を超えて最も多く、次いで「主に母親」（就学前児童：45.0％、小学生：43.2％）が就学前児童、小学生ともに４割を超えています。

### ■子育てを頼める親族や知人（複数回答可）

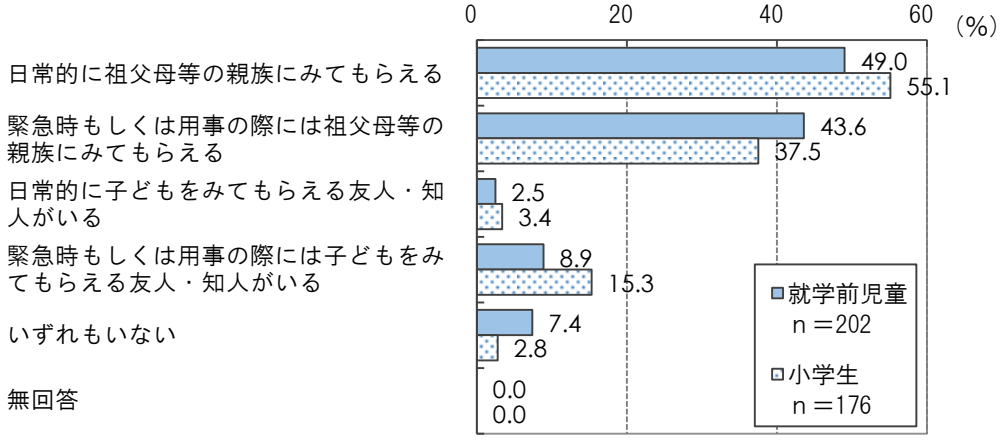


日頃、子どもを見てもらえる親族・知人については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：49.0％、小学生：55.1％）が約５割と最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：43.6％、小学生：37.5％）が約４割、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」（就学前児童：8.9％、小学生：15.3％）が約１割などとなっています。

■子育てについて相談できる人・場所の有無（単数回答）とその相談先（複数回答可）

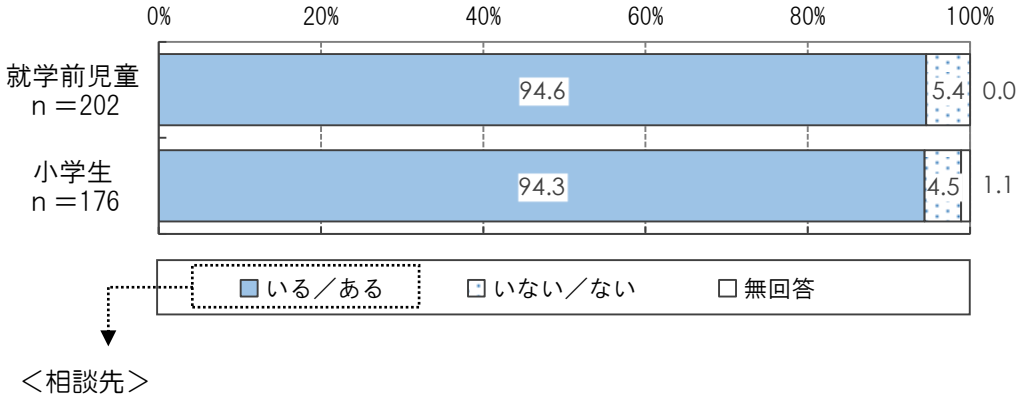


＜相談先＞

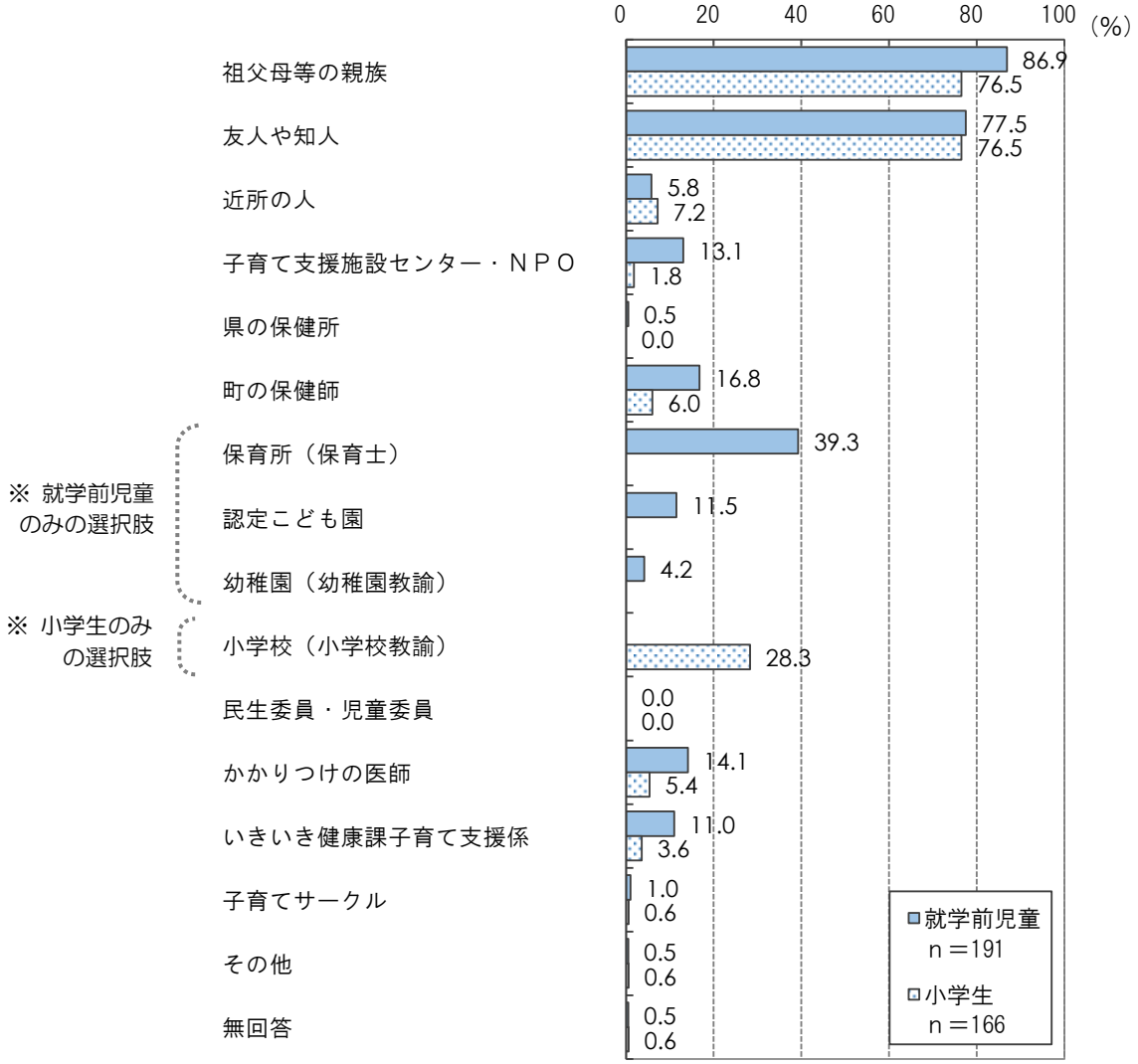


子育てについて気軽に相談できる場所の有無については、「いる／ある」（就学前児童：94.6%、小学生：94.3%）が就学前児童、小学生ともに約９割を占め、最も多くなっています。

その相談先については、就学前児童において「祖父母等の親族」が 86.9%と最も多く、次いで「友人や知人」が 77.5%、「保育所（保育士）」が 39.3%などとなっています。小学生においては「祖父母等の親族」「友人や知人」がともに 76.5%と最も多く、次いで「小学校（小学校教諭）」が 28.3%、「近所の人」が 7.2%などとなっています。

■子育てに関する支援情報の入手先（複数回答可）

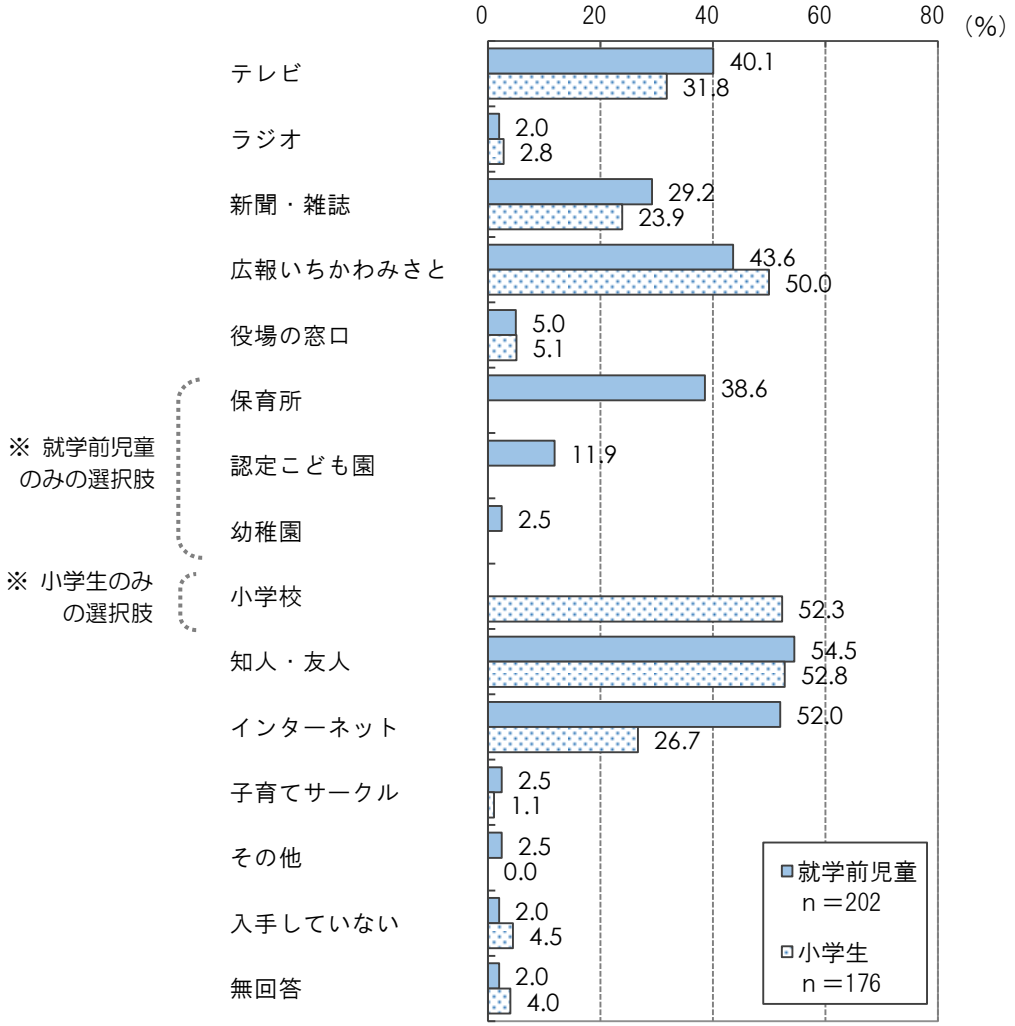


子育てに関する支援情報の入手先については、就学前児童において「知人・友人」が 54.5%と最も多く、次いで「インターネット」が 52.0%、「広報いちかわみさと」が 43.6%などとなっています。小学生においては「知人・友人」が 52.8%と最も多く、次いで「小学校」が 52.3%、「広報いちかわみさと」が 50.0%などとなっています。

## ３　保護者の就労状況について

### ■保護者の就労状況【母親】（単数回答）

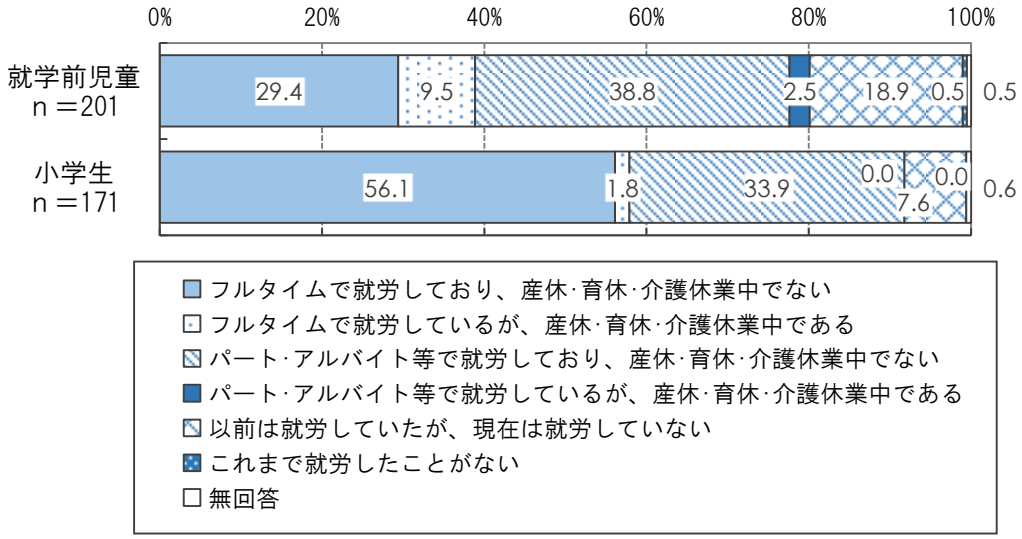


母親の就労状況については、就学前児童において「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が 38.8％と最も多く、小学生においては「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が 56.1％と最も多くなっています。

産休・育休・介護休業中を含んだ『就労している人』の割合をみると、就学前児童において 80.1％、小学生においては 91.8％となっています。

就労している人の１週間あたりの就労日数については「５日」（就学前児童：55.9％、小学生：66.9％）が就学前児童、小学生ともに最も多く、１日あたりの就労時間は「８時間」（就学前児童：26.1％、小学生：41.4％）が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。

家を出る時刻については「８時台」（就学前児童：41.0％、小学生：45.9％）が就学前児童、小学生ともに最も多く、帰宅時刻は「18 時台」（就学前児童：23.6％、小学生：35.0％）が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。

＜１週間あたりの就労日数＞

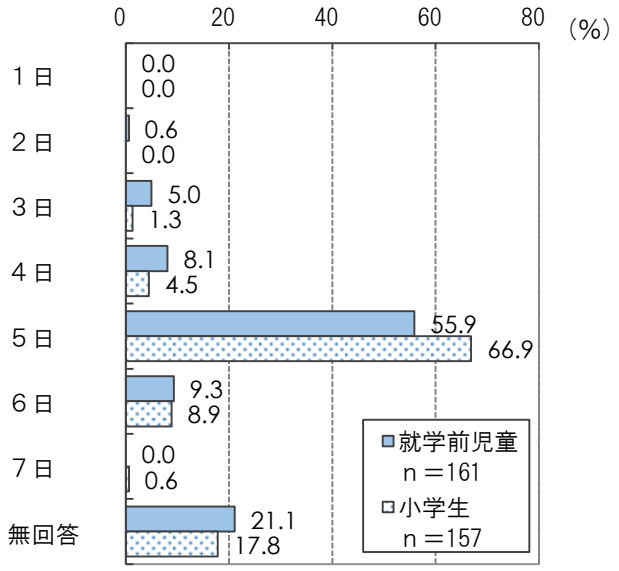


＜１日あたりの就労時間＞

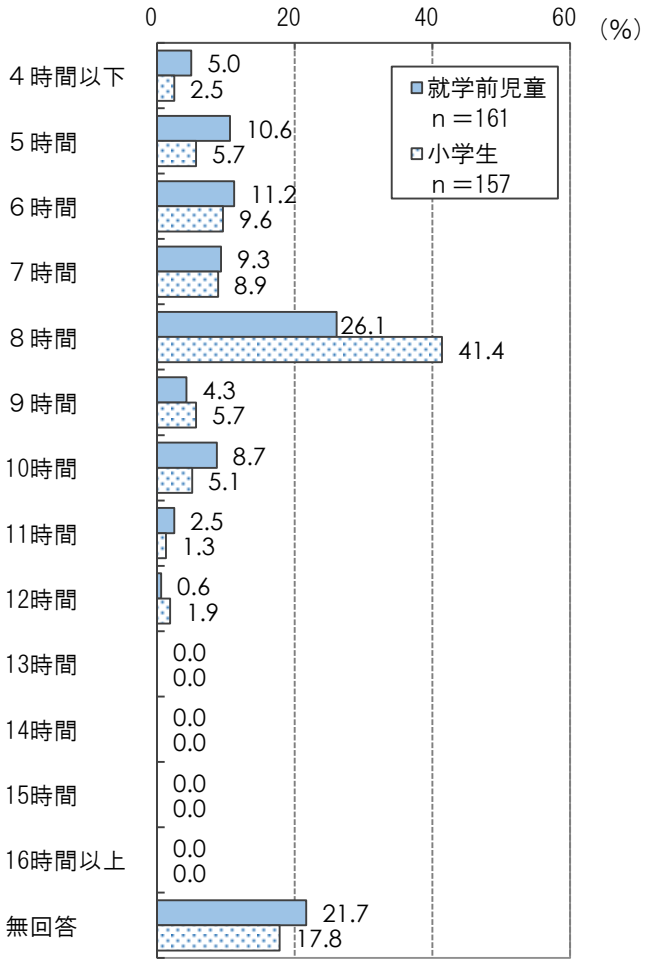


＜家を出る時刻＞

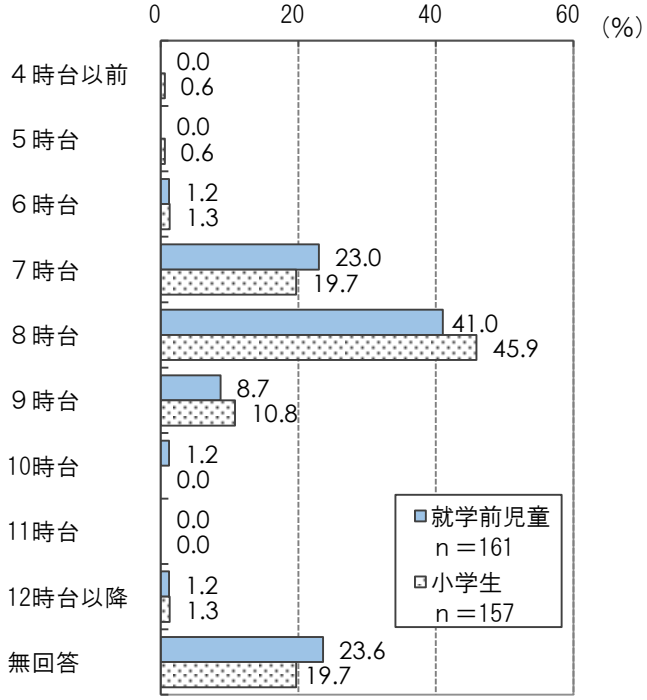


＜帰宅時刻＞

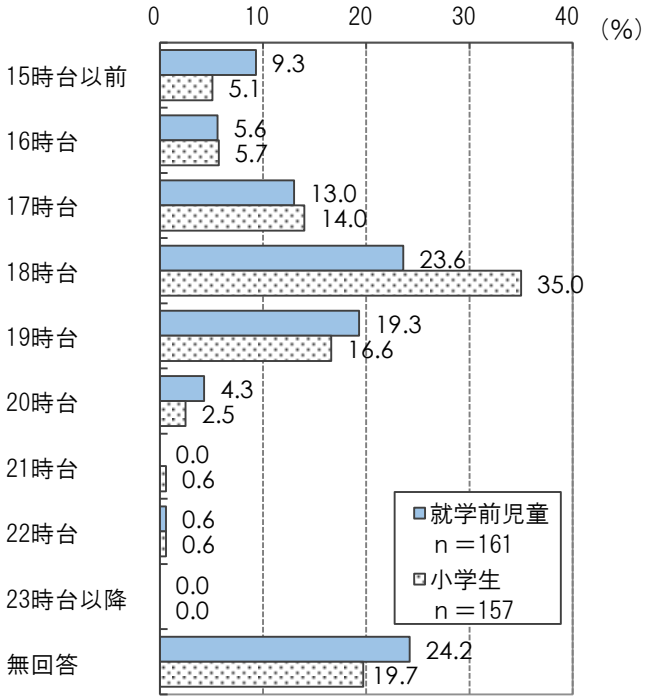

※母親が、フルタイム及びパート・アルバイト等で『就労していない』と回答した方のみ

**■今後の就労意向（単数回答）**

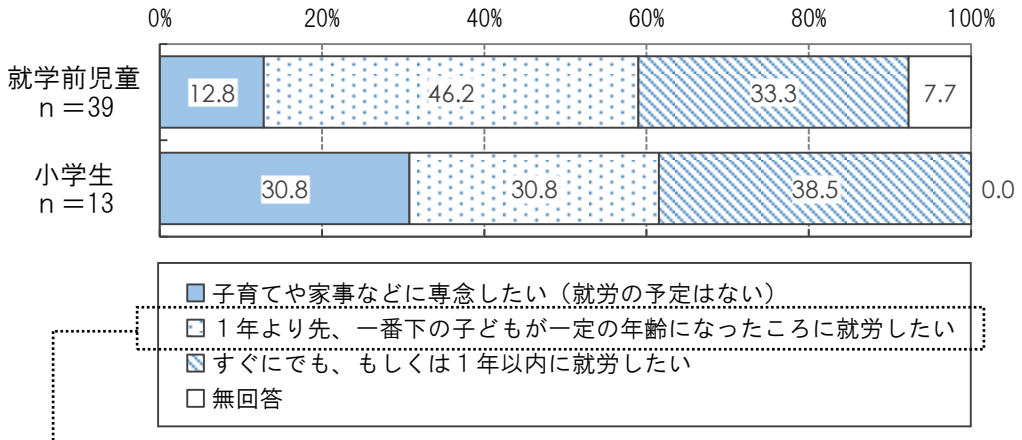


＜就労したい時期の末子の年齢＞

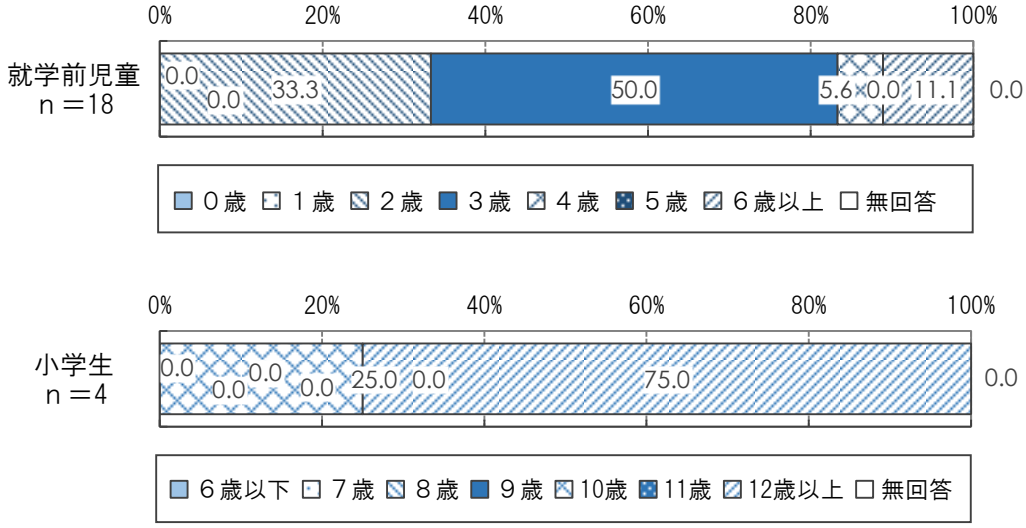


『就労していない』と回答した方の今後の就労意向については、「１年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったころに就労したい」と「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」を合計した『就労希望がある』の割合が、就学前児童において 79.5%、小学生においては 69.3%となっています。

「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合は、就学前児童において 12.8%、小学生においては 30.8%となっています。

※母親が、就労したいタイミングで『すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい』と回答した方のみ

**■希望する就労形態（単数回答）**

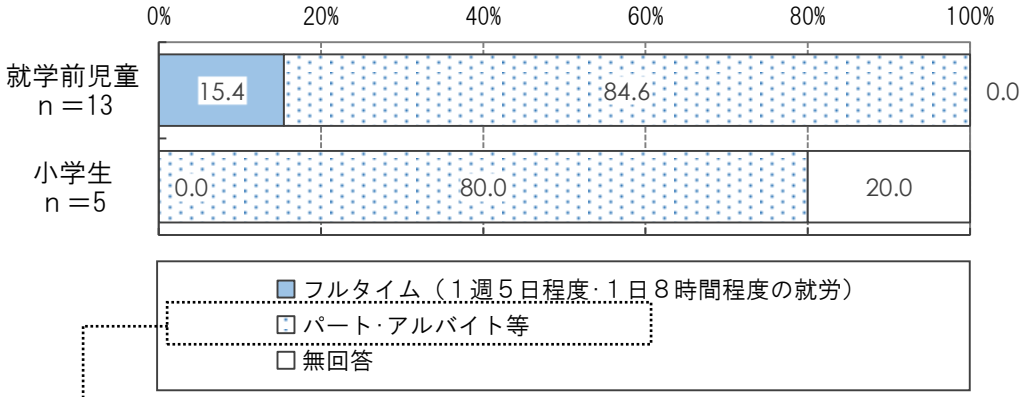


＜１週間あたりの希望就労日数＞

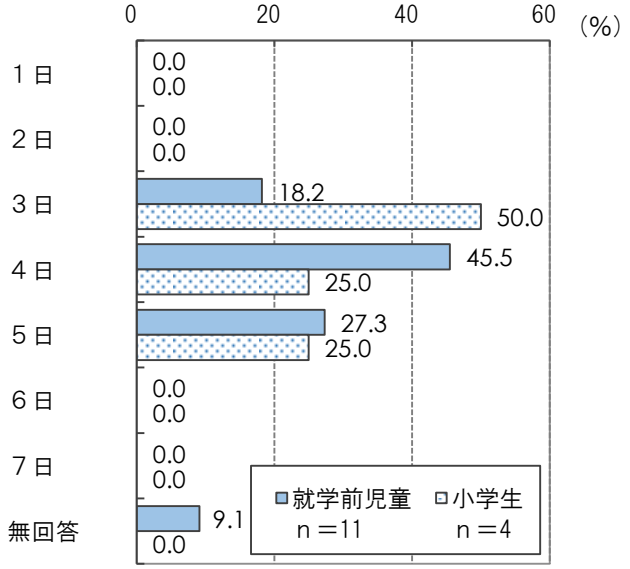


＜１日あたりの希望就労時間＞

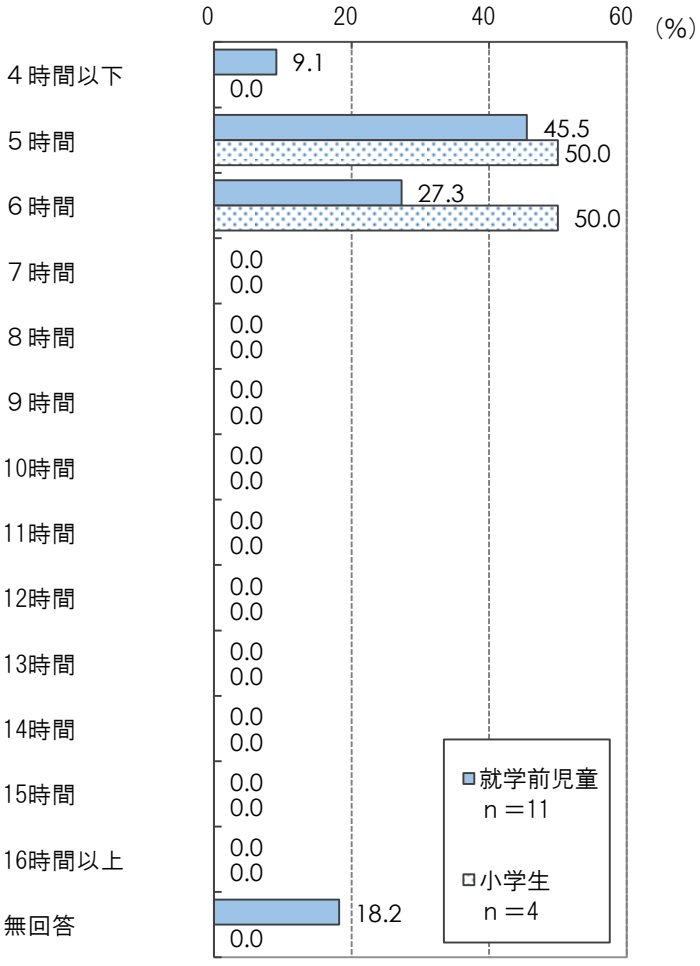


「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」と回答した方の希望する就労形態については、「パート・アルバイト等」（就学前児童：84.6%）が就学前児童において約８割と最も多くなっています。小学生においては、回答者が少ないため、参考掲載とします。

■保護者の就労状況【父親】（単数回答）

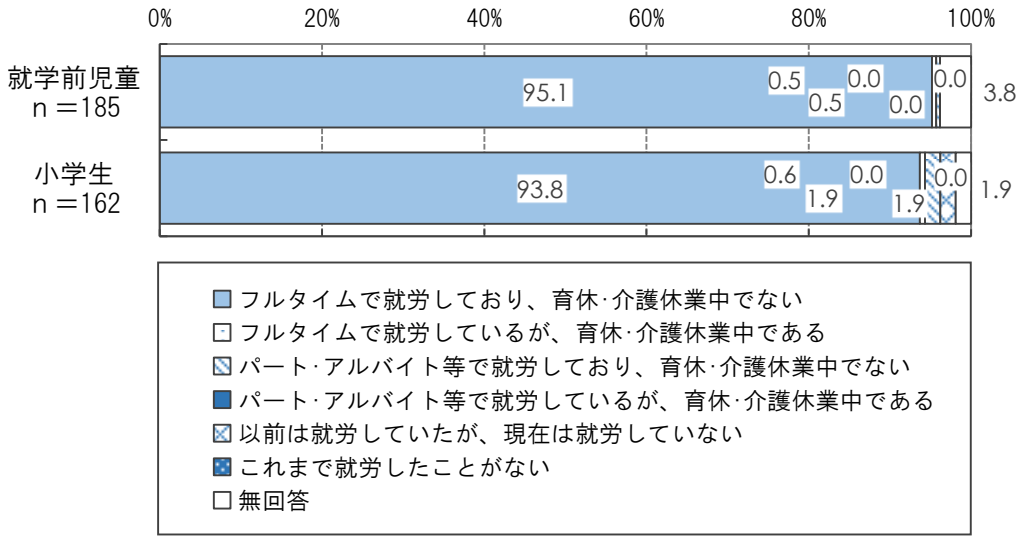


父親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中でない」（就学前児童：95.1%、小学生：93.8%）が就学前児童、小学生ともに約９割を占めて最も多くなっています。

就労している人の１週間あたりの就労日数については「５日」（就学前児童：52.8%、小学生：57.1%）が就学前児童、小学生ともに半数を超えて最も多く、１日あたりの就労時間は「８時間」（就学前児童：29.2%、小学生：36.5%）が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。

家を出る時刻については「７時台」（就学前児童：37.6%、小学生：42.9%）が就学前児童、小学生ともに約４割と最も多く、帰宅時刻については、就学前児童において「18 時台」「19 時台」がともに 21.3%と最も多く、小学生においては「19 時台」が 25.0%と最も多くなっています。

＜１週間あたりの就労日数＞

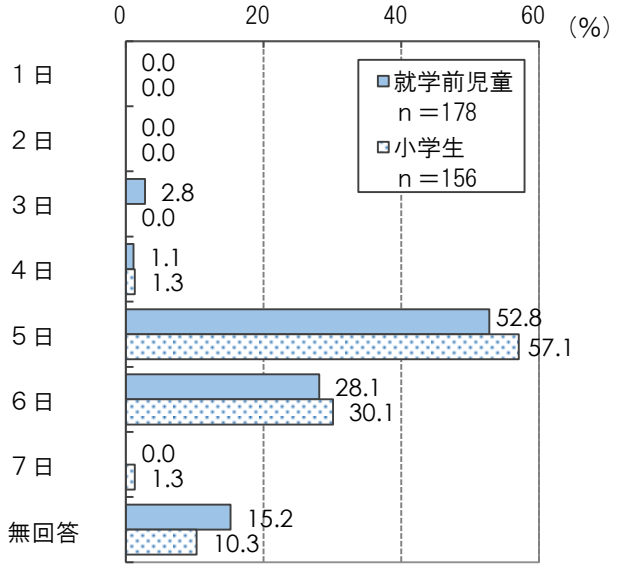


＜１日あたりの就労時間＞

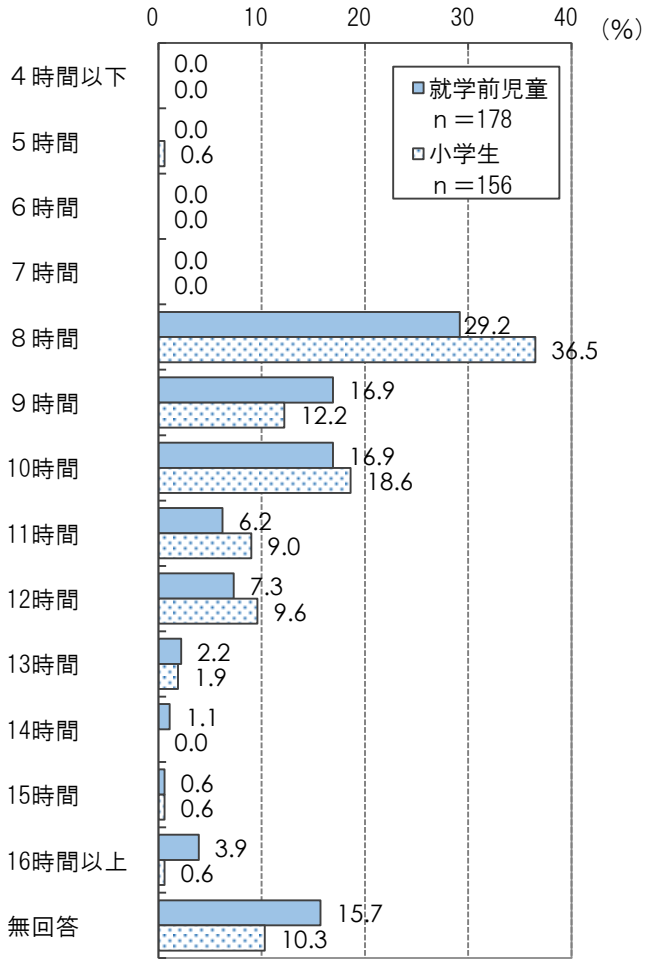


＜家を出る時刻＞

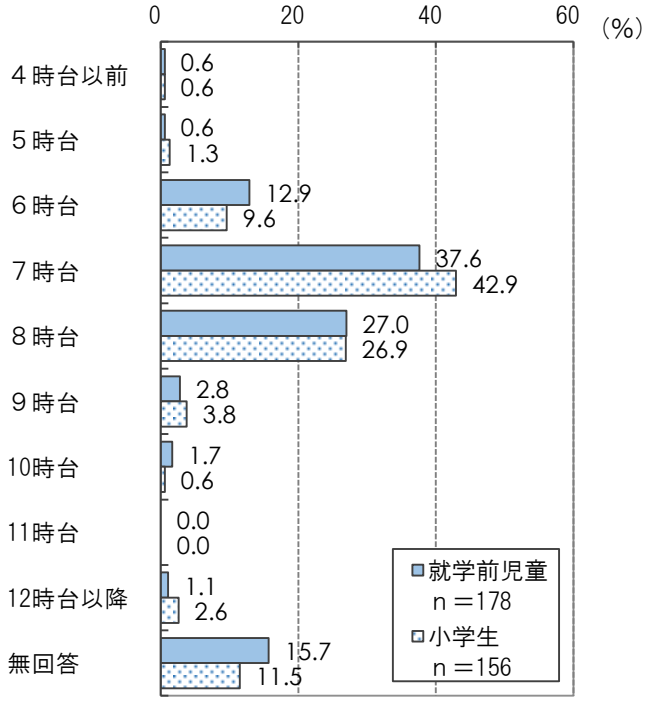


＜帰宅時刻＞

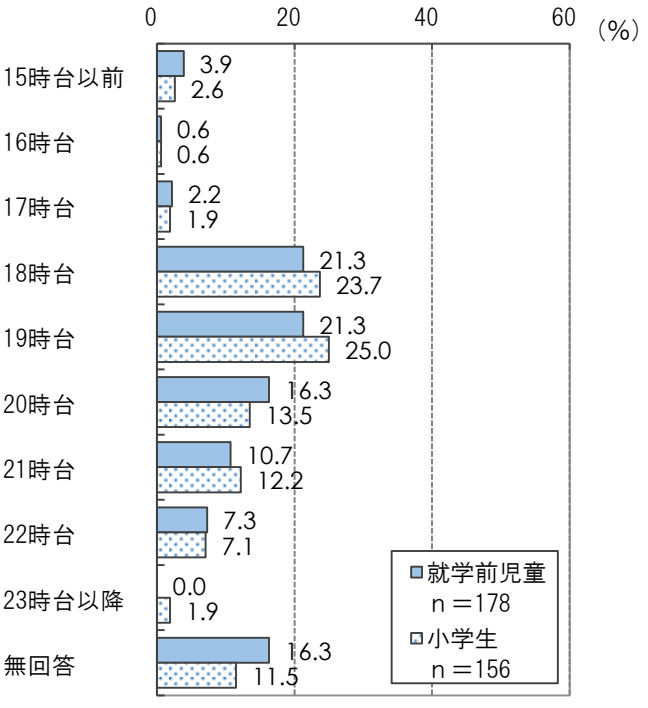

## ４　平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について【就学前児童のみ】

**■定期的な教育・保育の利用状況（単数回答）及び利用している事業（複数回答可）**

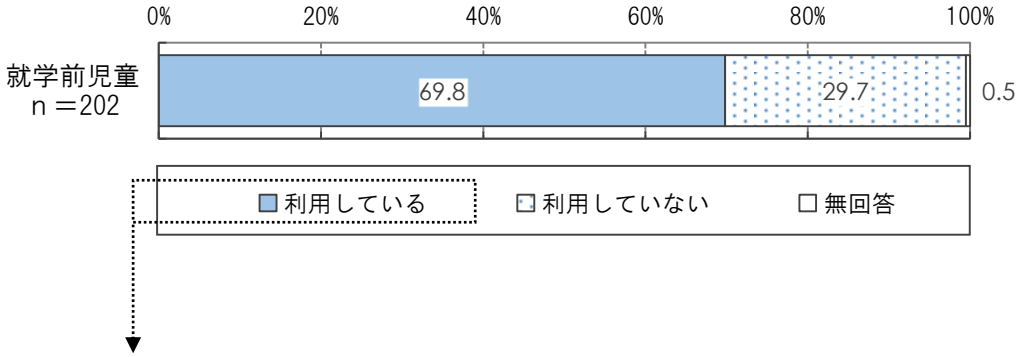


＜定期的に利用している事業＞

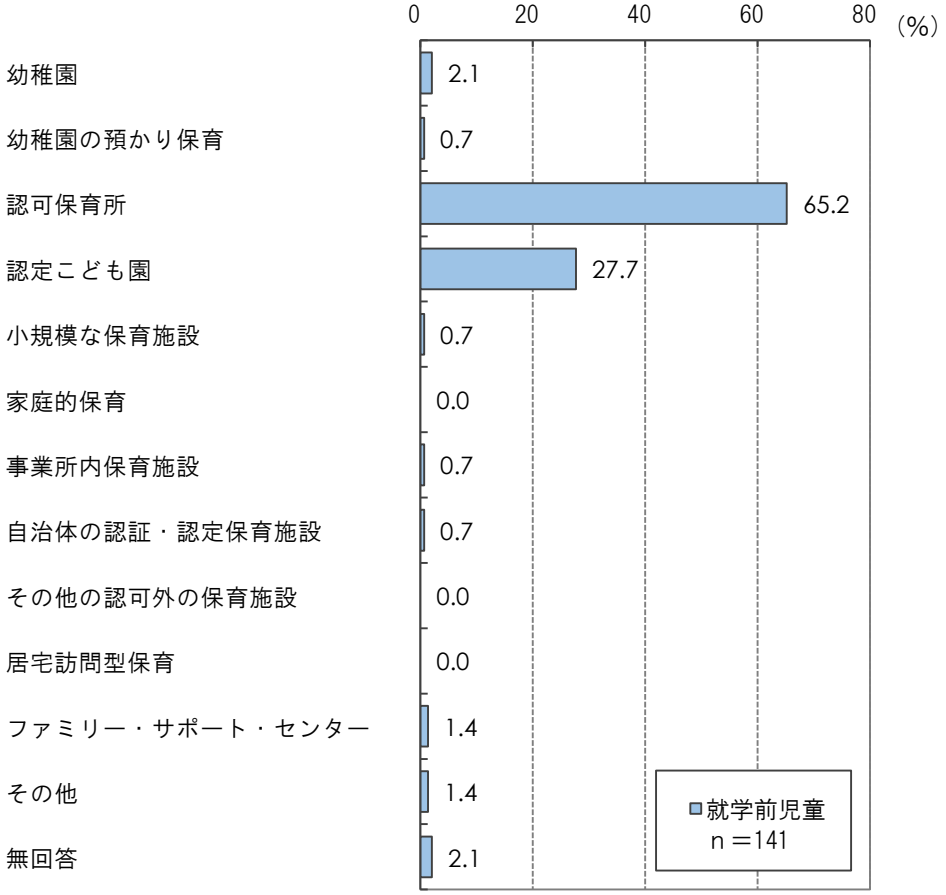


子どもの平日の定期的な教育･保育事業の利用状況については､｢利用している｣が 69.8%、｢利用していない｣が 29.7%となっています。

現在利用している定期的な教育・保育事業については、｢認可保育所｣が 65.2%と最も多く、次いで｢認定こども園｣が 27.7%、｢幼稚園｣が 2.1%などとなっています。

定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方のみ

**■定期的な教育・保育の利用場所（単数回答）**

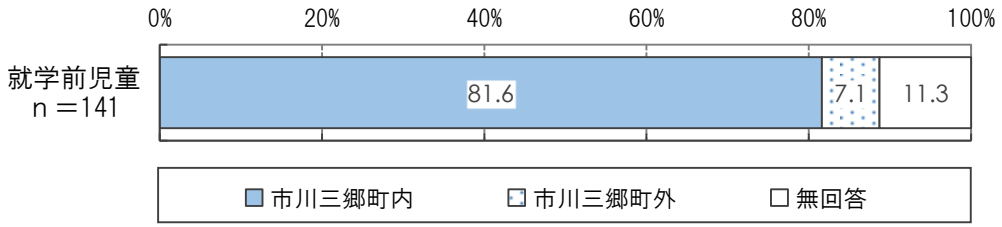


利用している定期的な教育・保育事業の実施場所は、「市川三郷町内」が 81.6%、「市川三郷町外」が 7.1%となっています。

**■定期的な教育・保育事業の利用希望（複数回答可）**

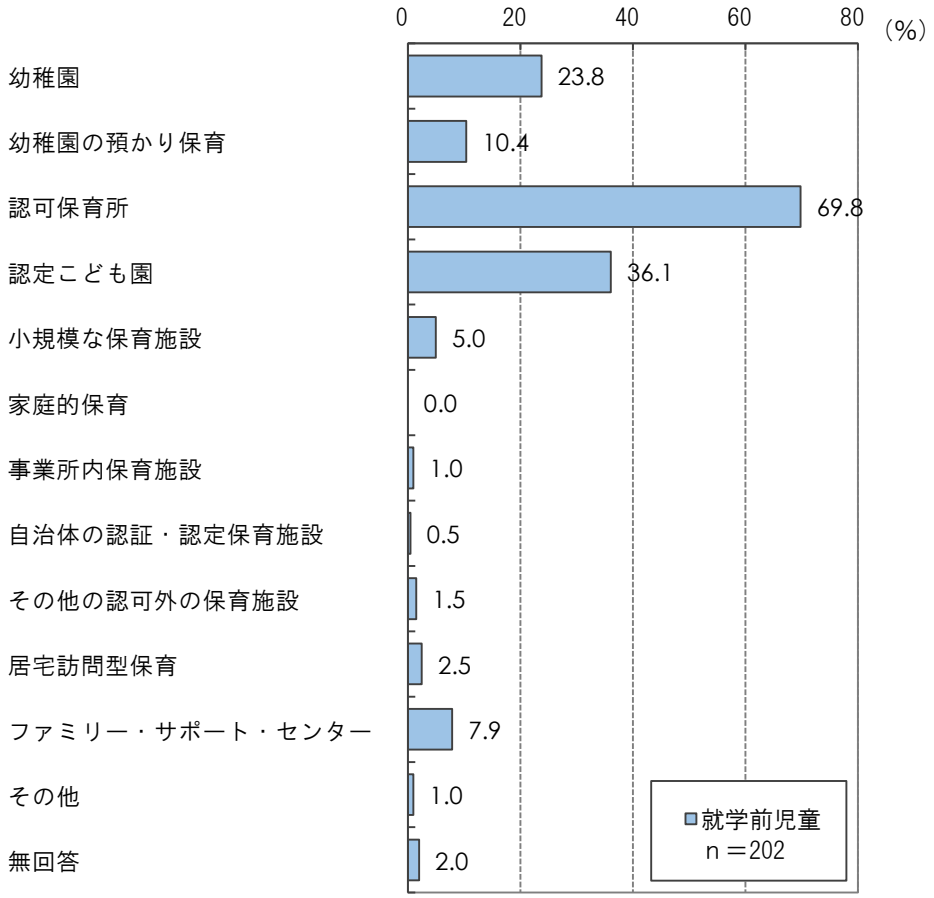


定期的に利用したいと考える平日の教育・保育事業については、「認可保育所」が 69.8%と最も多く、次いで「認定こども園」が 36.1%、「幼稚園」が 23.8%などとなっています。

## ５　地域の子育て支援事業の利用状況について【就学前児童のみ】

### ■子育て支援事業の認知度（単数回答）

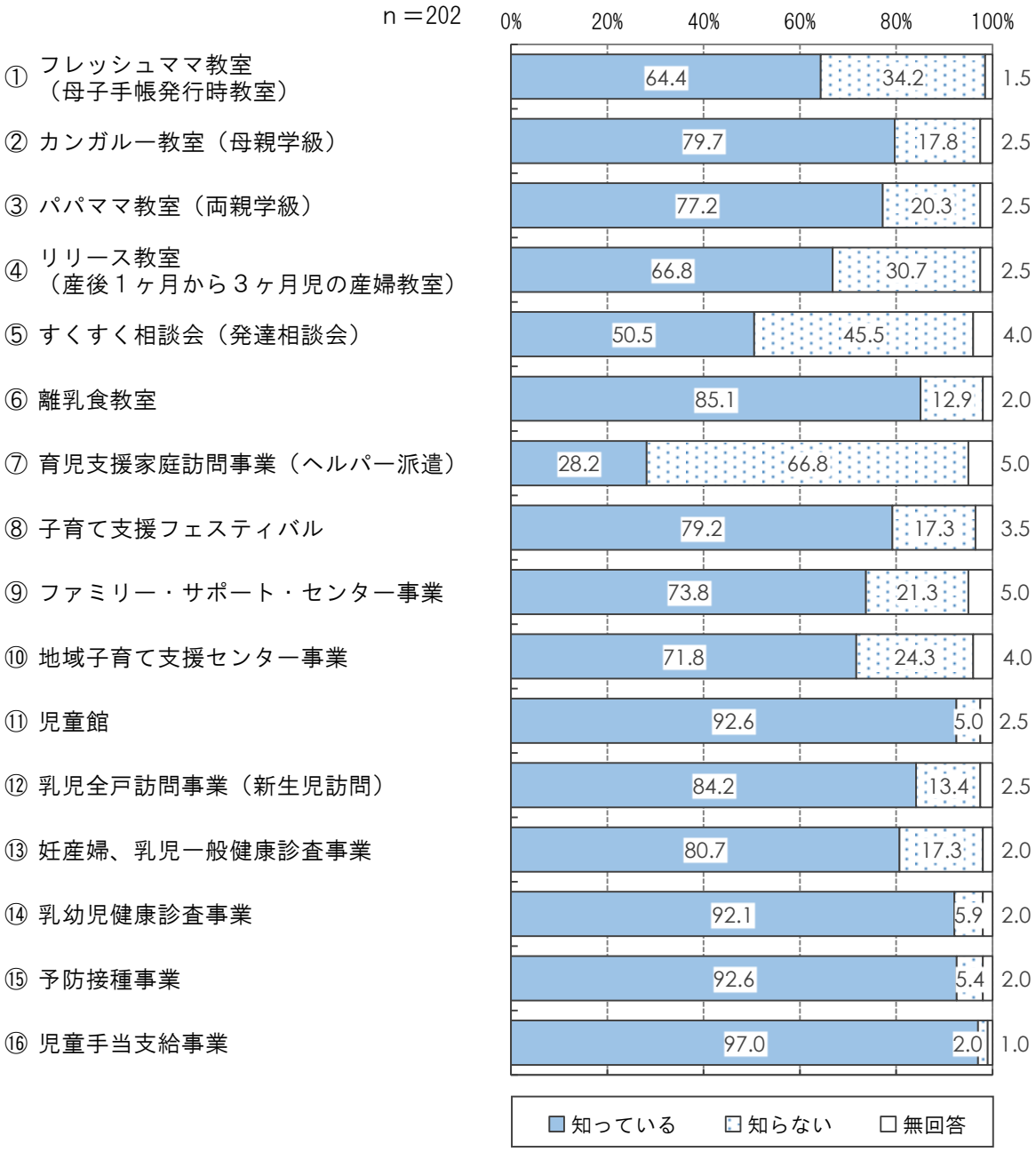


市川三郷町で実施している事業の認知度については、「知っている」が多いものの上位３項目は、【⑯児童手当支給事業】（97.0%）、【⑪児童館】【⑮予防接種事業】（92.6%）、【⑭乳幼児健康診査事業】（92.1%）の順となっています。

一方、「知っている」が少ないものは、【⑦育児支援家庭訪問事業（ヘルパー派遣）】（28.2%）、【⑤すくすく相談会（発達相談会）】（50.5%）、【①フレッシュママ教室（母子手帳発行時教室）】（64.4%）の順となっています。

■子育て支援事業の利用経験（単数回答）

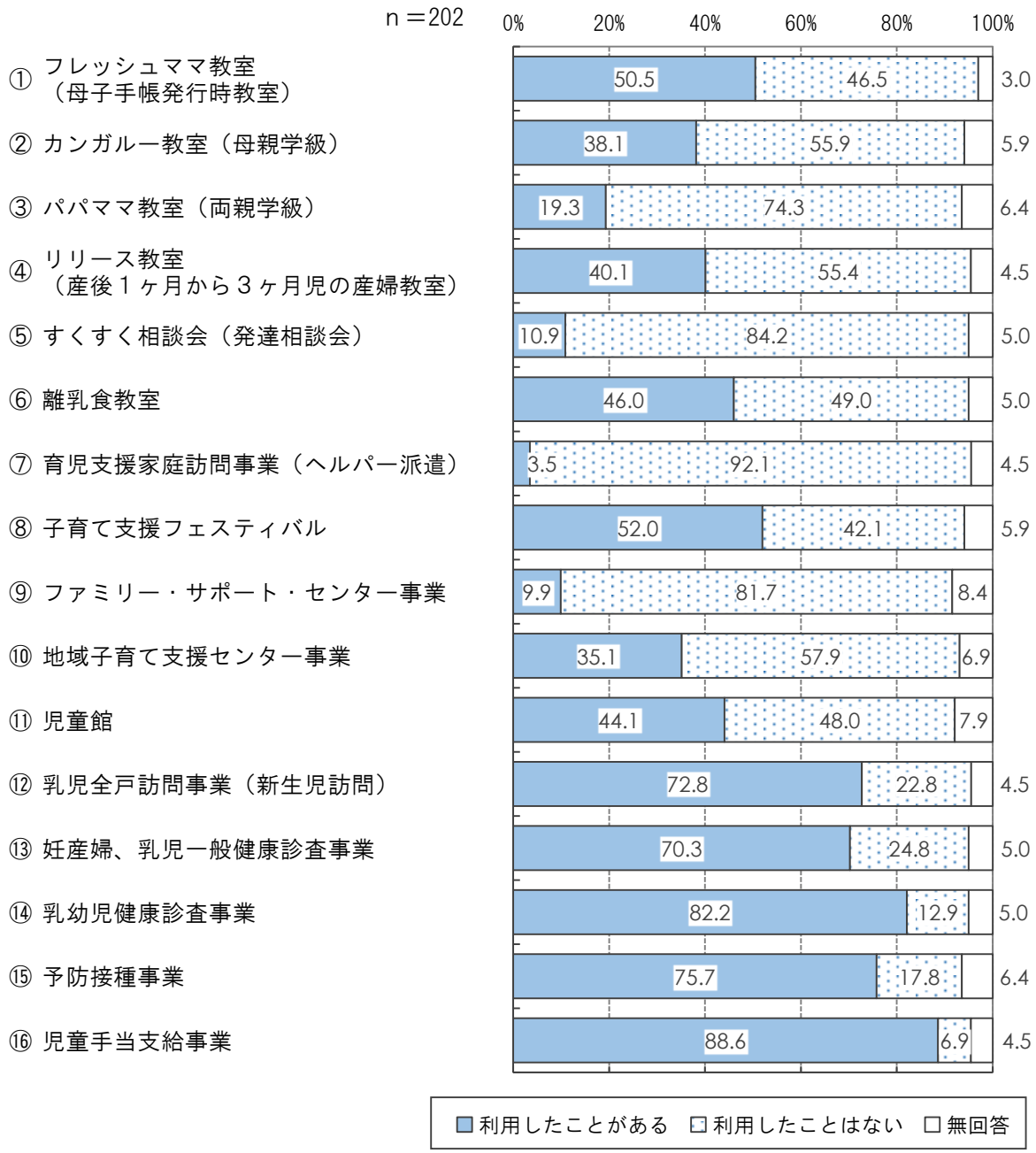


利用経験については、「利用したことがある」が多いものの上位３項目は、【⑯児童手当支給事業】（88.6%）、【⑭乳幼児健康診査事業】（82.2%）、【⑮予防接種事業】（75.7%）の順となっています。

一方、「利用したことがある」が少ないものは、【⑦育児支援家庭訪問事業（ヘルパー派遣）】（3.5%）、【⑨ファミリー・サポート・センター事業】（9.9%）、【⑤すくすく相談会（発達相談会）】（10.9%）の順となっています。

事業の利用経験で「利用したことがある」と回答した方のみ

**■子育て支援事業の満足度（単数回答）**

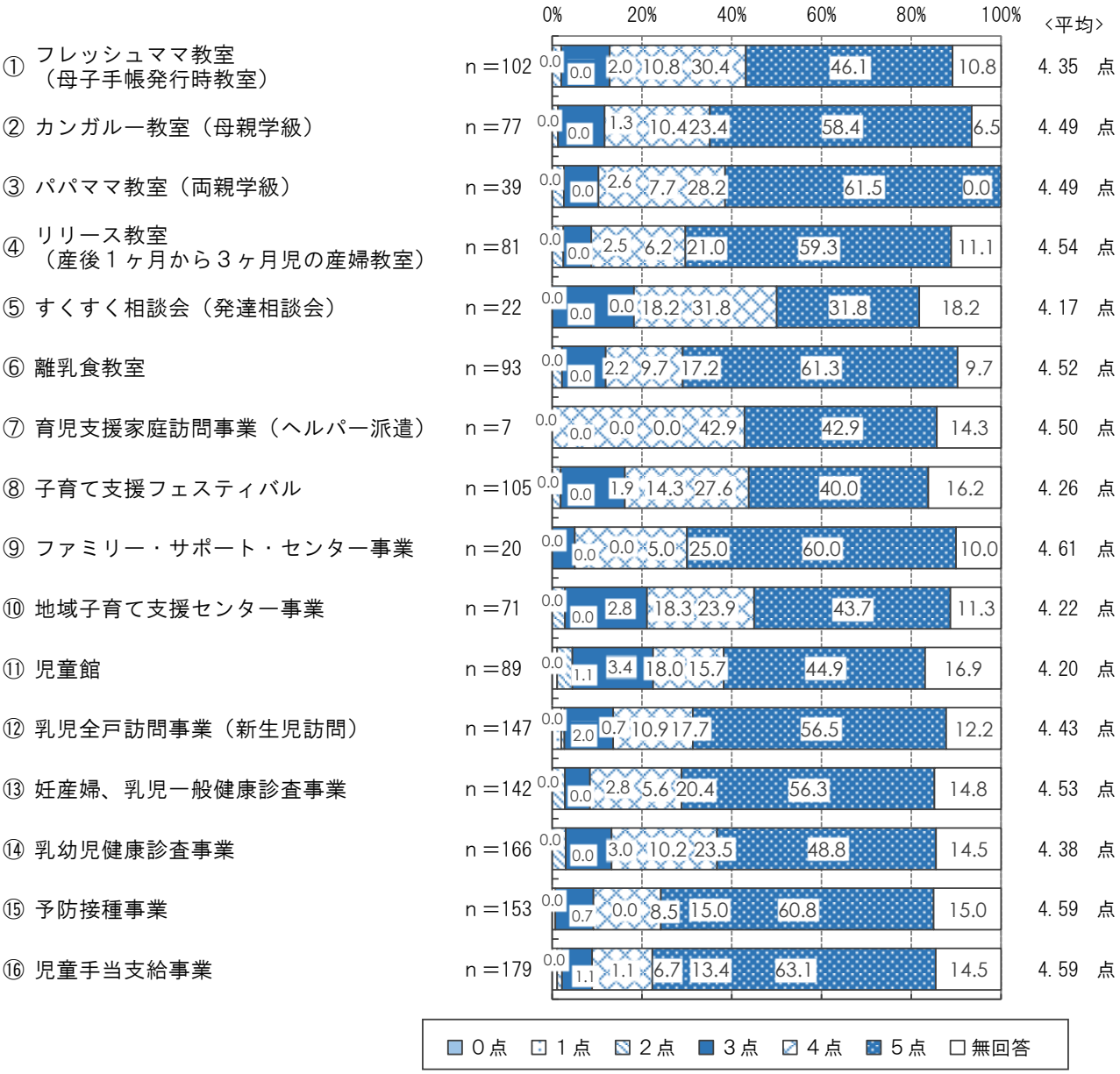


利用した事業の満足度については、平均点が高いものの上位３項目は、【⑨ファミリー・サポート・センター事業】（4.61 点）、【⑮予防接種事業】【⑯児童手当支給事業】（4.59 点）、【④リリース教室（産後１ヶ月から３ヶ月児の産婦教室）】（4.54 点）の順となっています。

一方、平均点が低いものは、【⑤すくすく相談会（発達相談会）】（4.17 点）、【⑪児童館】（4.20 点）、【⑩地域子育て支援センター事業】（4.22 点）の順となっています。

■子育て支援事業の今後の利用意向（単数回答）

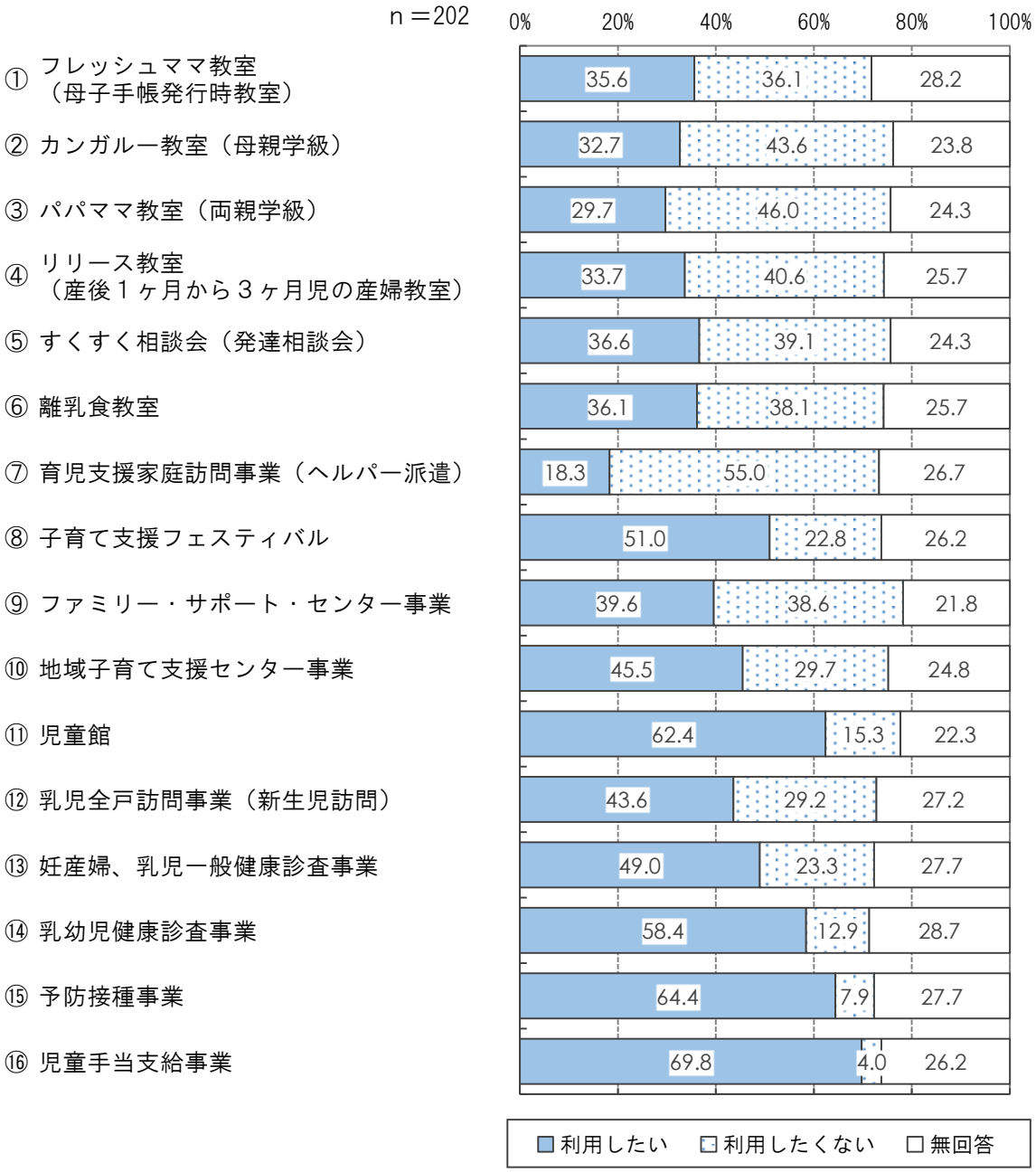


今後の利用意向については、「利用したい」が多いものの上位３項目は、【⑯児童手当支給事業】（69.8%）、【⑮予防接種事業】（64.4%）、【⑪児童館】（62.4%）の順となっています。

一方、「利用したい」が少ないものは、【⑦育児支援家庭訪問事業（ヘルパー派遣）】（18.3%）、【③パパママ教室（両親学級）】（29.7%）、【②カンガルー教室（母親学級）】（32.7%）の順となっています。

## ６　病気の際の対応について

**■過去１年間に子どもが病気やケガで学校を休んだり保育サービスを利用できなかったことの有無（単数回答）及びその対処方法（複数回答可）**

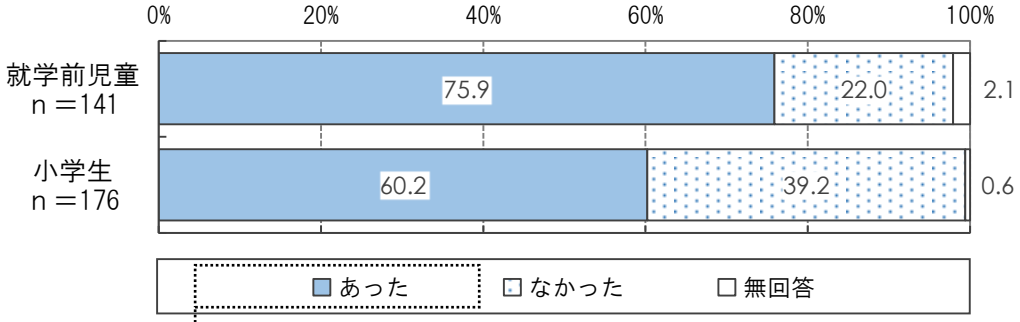


＜就学前児童　対処方法・年間平均利用日数＞

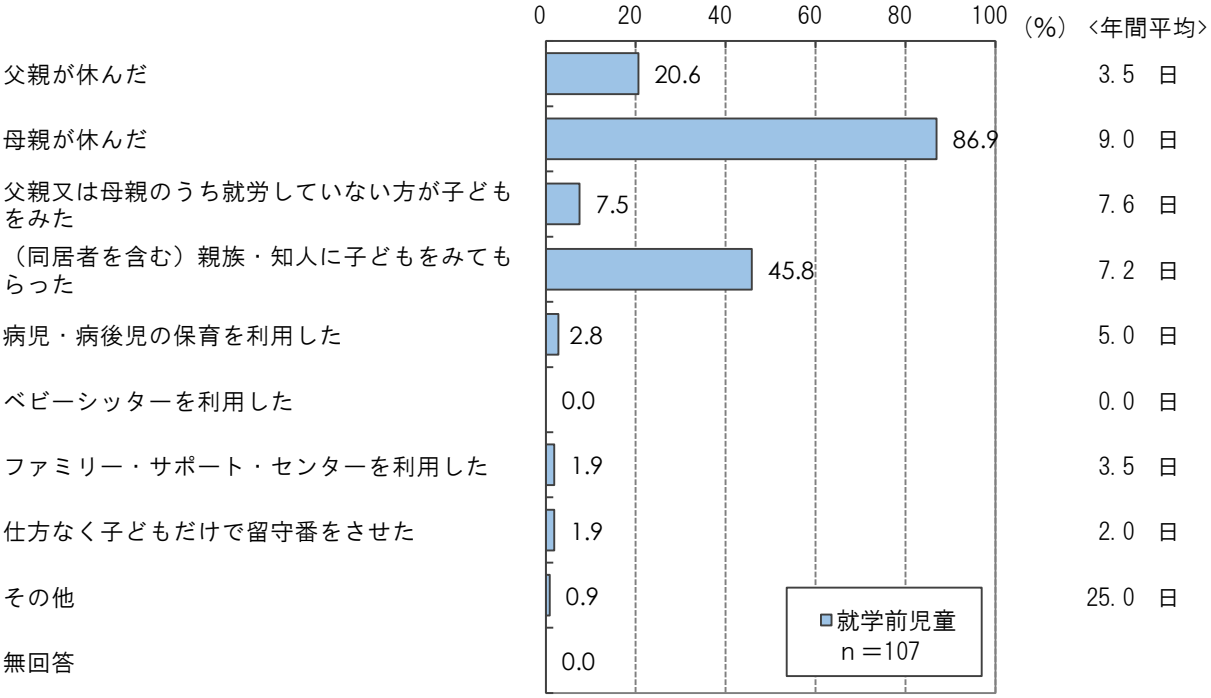


過去１年間に子どもが病気やケガで学校を休んだり保育サービスを利用できなかったことの有無については、就学前児童において「あった」が 75.9%、「なかった」が 22.0%となっています。小学生においては「あった」が 60.2%、「なかった」が 39.2%となっています。

学校を休んだり保育サービスを利用できなかった場合の対処方法については、「母親が休んだ」（就学前児童：86.9%、小学生：64.2%）が就学前児童において約８割、小学生においては約６割と最も多くなっています。また、「病児・病後児の保育を利用した」は、就学前児童において 2.8%、小学生においては、いませんでした。

＜小学生　対処方法・年間平均利用日数＞

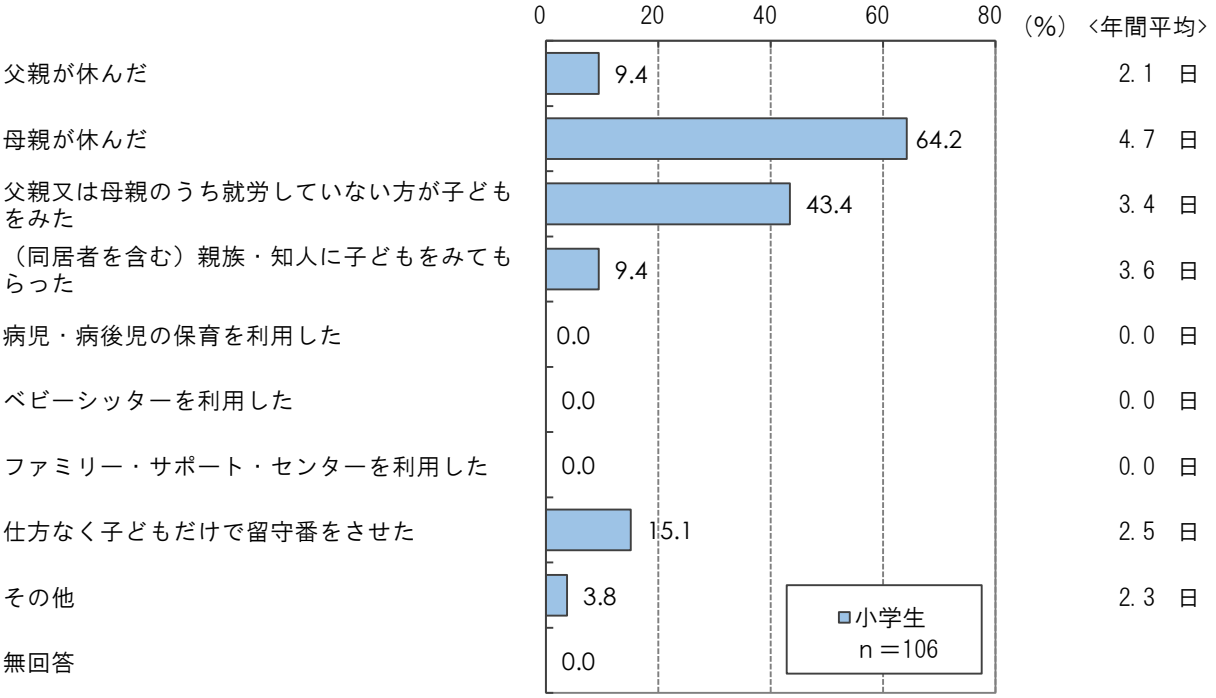

## 7　小学校就学後の放課後の過ごし方について【就学前児童のみ】

対象のお子さんが翌年度より小学校へ入学する方のみ

**■希望する放課後の過ごし方【低学年】（複数回答可）**

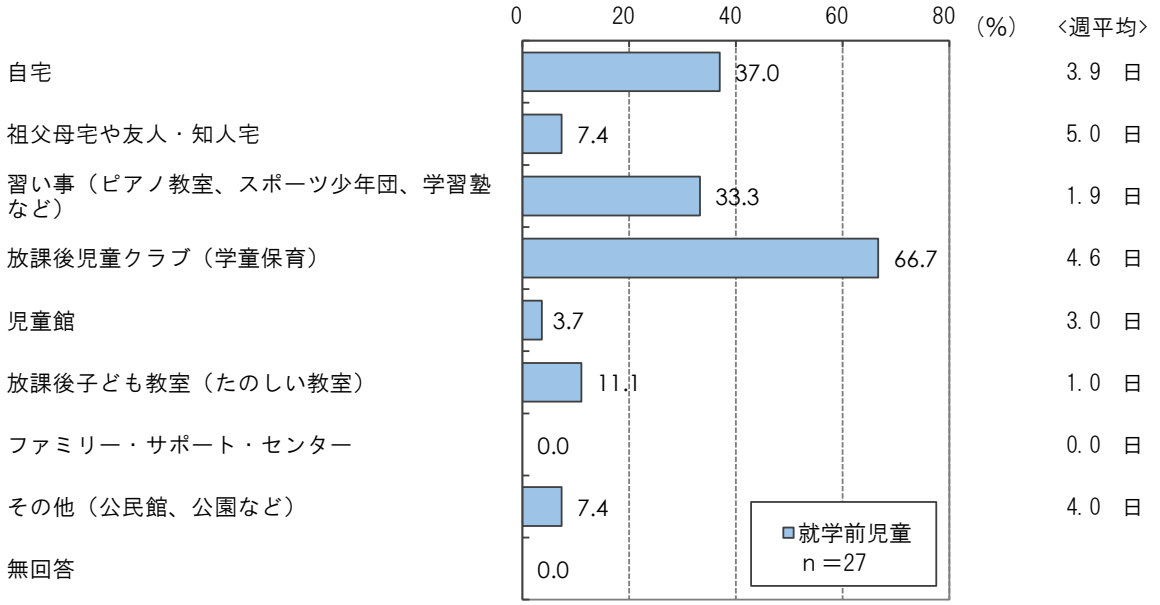


**■希望する放課後の過ごし方【高学年】（複数回答可）**

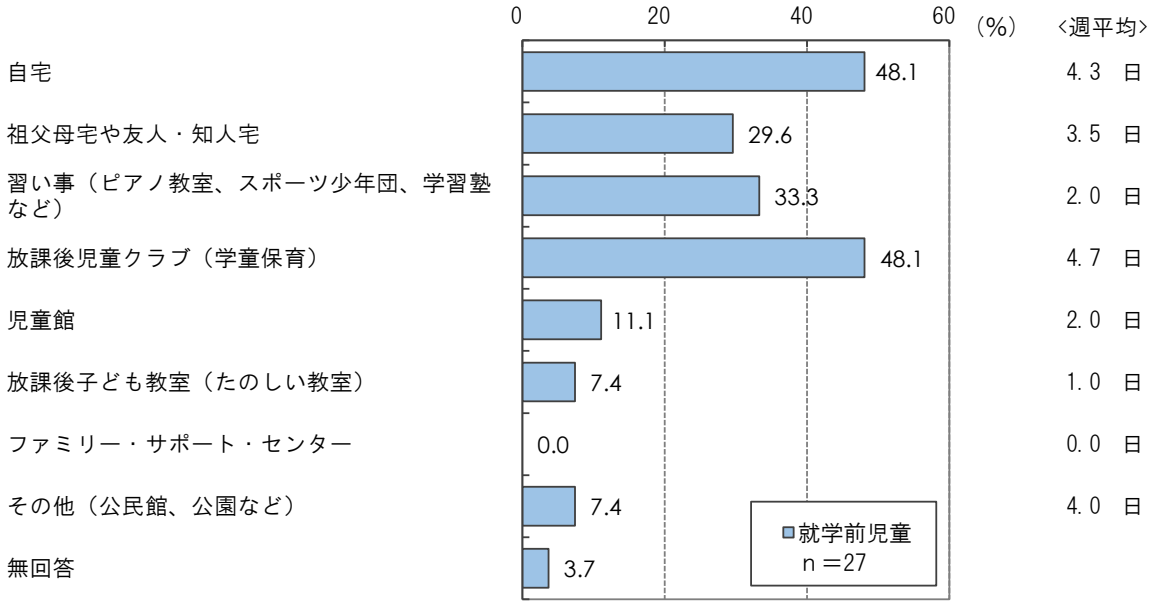


小学校低学年時の放課後の過ごし方の希望については、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 66.7%と最も多く、次いで「自宅」が 37.0%、「習い事（ピアノ教室、スポーツ少年団、学習塾など）」が 33.3%などとなっています。小学校高学年時の放課後の過ごし方の希望については、「自宅」「放課後児童クラブ（学童保育）」がともに 48.1%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツ少年団、学習塾など）」が 33.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 29.6%などとなっています。

## ８　育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について【就学前児童のみ】

**■保護者の育休取得状況（単数回答）及び取得していない理由（複数回答可）**

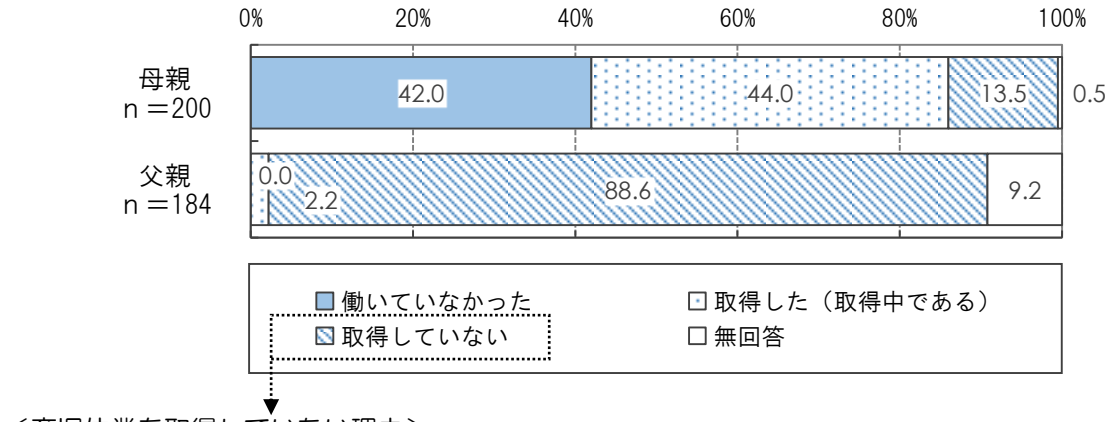


＜育児休業を取得していない理由＞

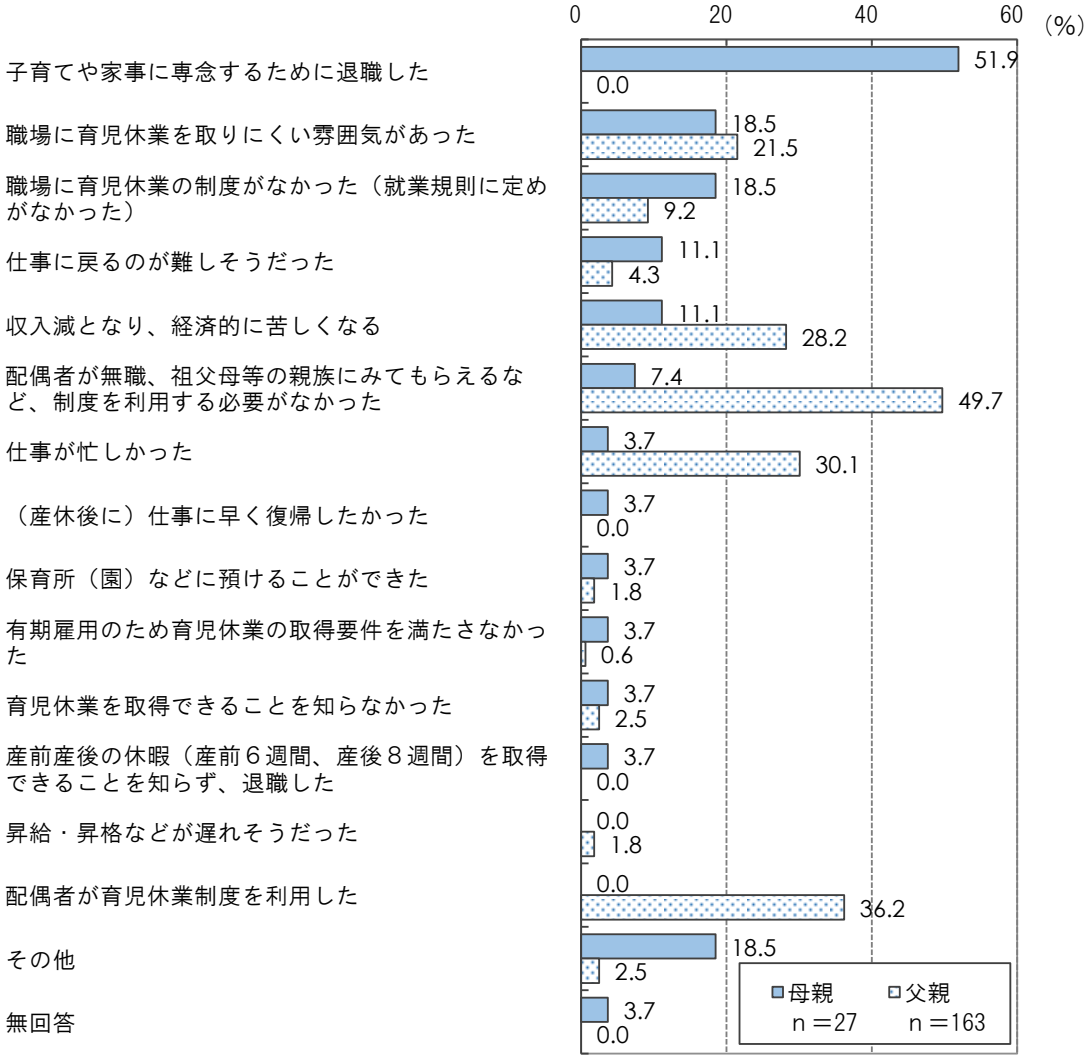


育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」は母親が 44.0%、父親が 2.2%となっています。育児休業を取得していない理由については、母親において「子育てや家事に専念するために退職した」が 51.9%と最も多く、父親においては「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 49.7%と最も多くなっています。

育児休業を取得した方で、実際の復帰時期と希望が異なる方のみ

**■希望より早く復帰した理由（複数回答可）**

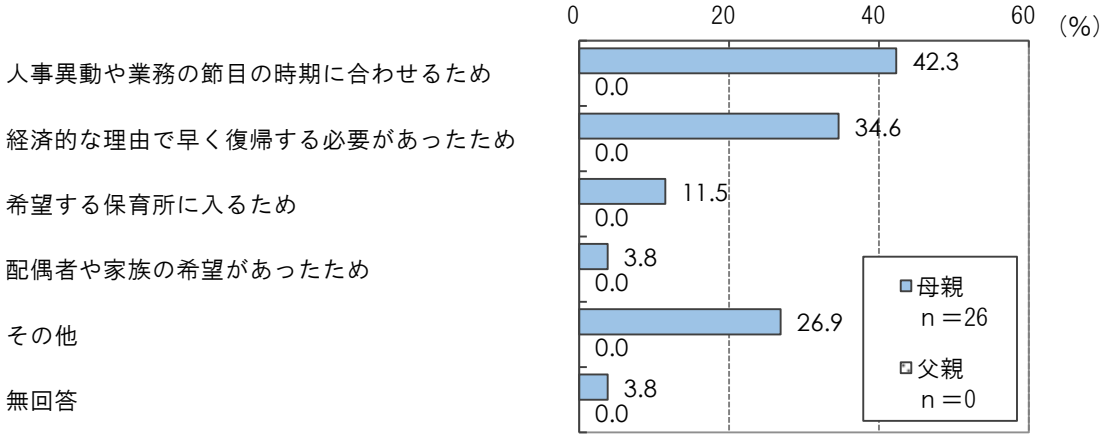


希望の時期より早く職場復帰した理由については、母親において「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が 42.3%と最も多く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」が 34.6%、「希望する保育所に入るため」が 11.5%などとなっています。父親においては、該当者はいませんでした。

## 9　子育てに関する一般的な事項について

**■子育て環境や支援に対する満足度（単数回答）**

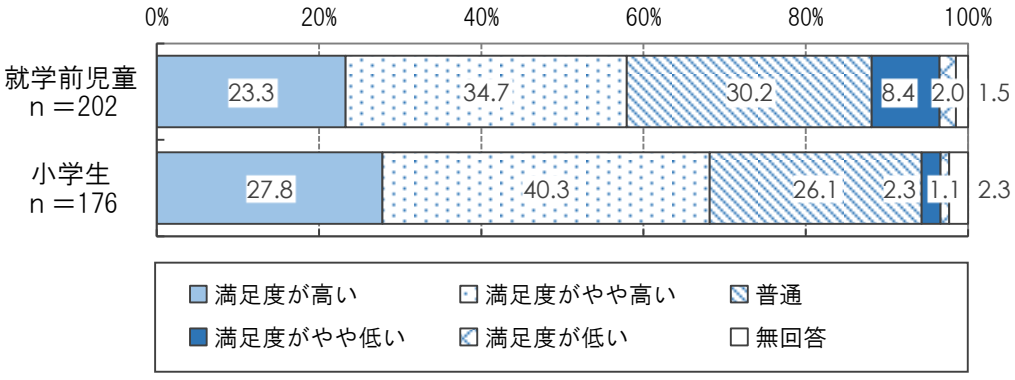


市川三郷町での子育てに対する満足度は、就学前児童において「満足度がやや高い」が 34.7%と最も多く、次いで「普通」が 30.2%、「満足度が高い」が 23.3%などとなっています。小学生においては「満足度がやや高い」が 40.3%と最も多く、次いで「満足度が高い」が 27.8%、「普通」が 26.1%などとなっています。また、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」を合わせた『満足度が高い』は、就学前児童において 58.0%、小学生においては 68.1%となっています。

# 第３章　計画の理念と体系

## 第１節　基本理念

市川三郷町では、未来の社会を担う子どもを安心して産み育てる環境を整備し、全ての子どもが心身ともに健やかに育つことのできるまちづくりの実現を目指して、「安心して子どもを産み育て、暮らしやすいまちづくり」を基本理念に掲げ、子育て支援施策の推進を図ってきました。

この基本理念は、本町の子どもの成長や子育て支援において不変的なものであるうえ、今後取り組むべき少子化対策や、「子どもの最善の利益」の実現においても不可欠な考え方を有しています。したがって、市川三郷町第２期子ども・子育て支援事業計画においても、この基本理念を継承することとします。

【基　本　理　念】

**安心して子どもを産み育て、暮らしやすいまちづくり**

## 第２節　取り組み方針

この基本理念を実現するために、本町では４つの取り組み方針により子育て支援施策を展開していきます。

### 方針１　地域における子育ての支援

子育てにおいて第一義的責任を負っているのは、家庭及び父母等の保護者です。子どもにとって、家庭は最も重要な拠り所であり、家庭での教育が子どもの教育の原点となります。

しかしながら、少子化や核家族化等の進行によって、祖父母や親戚から親へと子育てに関する知識や技術が継承されにくくなっており、赤ちゃんにふれる機会がないまま出産を経験し、育児を行っている親が増えつつあります。また、地域の関係の希薄化によって、子どもを見守る役割を担う地域の機能も弱体化しています。

こうした現状を受けて、地域における相談支援・情報提供等を通して家庭における養育機能の強化を図るとともに、同じような年齢の子どもを持つ親同士の交流の促進等により、地域における養育機能の強化を図ります。

また、貧困や虐待、ひとり親家庭、障がいのある子どもや発達の気になる子ども等の、社会的支援の必要性がある子どもの問題が顕在化していることを受けて、個々のケースに沿ったきめ細かな対応ができるよう、こうした事象の未然防止及び早期発見、適切な支援に向けた体制の整備に努めます。

### 方針２　親子の健康づくり

妊娠・出産期から乳児期、幼児期を中心とした時期は子どもの心身の発達の基礎が形成される時期であるため、母親と子どもの健康を維持することが非常に重要になります。そのため、母子の健康状態を把握するための健康診査や健康指導、小児医療の充実を図るとともに、母親の育児に対するストレスや不安の解消に向けた取り組みを推進します。

また、この時期は、食習慣をはじめとする基本的な生活習慣が形成される時期でもあります。食育の推進を中心に、子どもへの健康的な生活習慣の定着に向けた取り組みを推進します。

### 方針３　学びを通した成長

次代の担い手となる子どもが個性豊かに生きる力を伸ばしていくことができるよう、様々な経験を通して、心身ともに健やかに成長することができる教育環境の形成を図ります。

また、子どもたちは将来の地域を支える存在であるとともに、次の世代の親になる存在です。子どもたちのさらにその先の世代を育成するという長期的な視点のもとで、家庭を持つことや子どもを産み育てることの意義や命の大切さについて理解し、自分たちが次代の親となるという意識が醸成されるよう、実際に赤ちゃんとふれ合う体験等の機会の提供に取り組みます。

### 方針４　暮らしやすいまちづくり

子育て家庭にとって暮らしやすいまちづくりのために、地域全体で子育て家庭を支えていくための幅広い取り組みが必要となります。仕事と子育ての両立については、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス等に関する取り組みを通じて、家庭及び職場に働きかけていくことが求められています。

また、子どもが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、交通安全や防犯に関する取り組みを地域住民と連携しながら推進していきます。

## 第３節　計画の体系

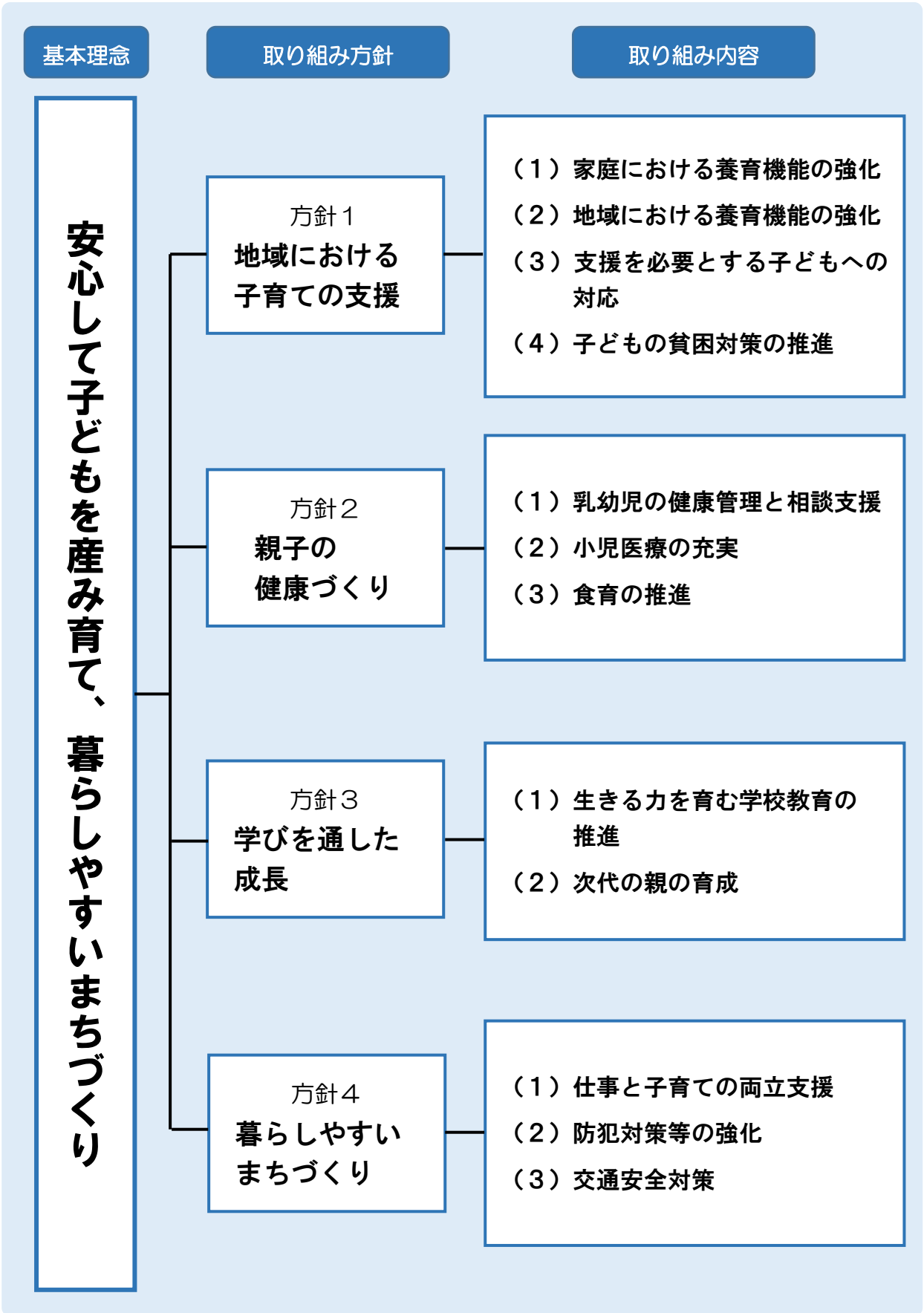
基本理念
取り組み方針
取り組み内容
安心して子どもを産み育て、暮らしやすいまちづくり
方針１
地域における
子育ての支援
（１）家庭における養育機能の強化
（２）地域における養育機能の強化
（３）支援を必要とする子どもへの対応
（４）子どもの貧困対策の推進
方針２
親子の
健康づくり
（１）乳幼児の健康管理と相談支援
（２）小児医療の充実
（３）食育の推進
方針３
学びを通した
成長
（１）生きる力を育む学校教育の推進
（２）次代の親の育成
方針４
暮らしやすい
まちづくり
（１）仕事と子育ての両立支援
（２）防犯対策等の強化
（３）交通安全対策

# 第４章　行動計画

## 方針１　地域における子育ての支援

家庭における養育機能の強化のために、妊娠中から、これからの子育ての準備ができるよう両親学級や母親学級等を通じて、必要な情報提供を行っていきます。また、乳児期や幼児期を中心に、助産師や保健師に相談したり、同じ育児中の親同士で情報交換したりできる場を提供します。

地域における養育機能の強化については、地域における子育て支援拠点等において、相互交流や情報提供を行っていくとともに、子育てサポーターの養成や同じように育児を行っている親が参加する子育てサークルの育成等にも注力することで、地域の子育て支援のネットワークの形成を促進していきます。また、子育てに関する相談先がない親の育児負担の軽減に向けて、相談窓口を整備します。

特別な支援が必要な子どもに対しては、山梨県等が行う専門的な知識等を必要とする支援と連携していくとともに、近年問題が顕在化していることから、町内で早期把握及び早期対応を図る必要があります。具体的には、ひとり親家庭等への支援、児童虐待等の防止に向けた取り組みと発生した事例への対応、障がいのある子どもたちへの対応等について、関係機関等と連携しながら取り組んでいきます。

子どもが貧困状態にある場合、貧困が原因で十分な教育を受ける機会等に恵まれないことや、栄養・住環境が不十分となることなどの様々な要因が絡み合い、成長後にも貧困層となってしまう「貧困の連鎖」に巻き込まれやすくなります。この「貧困の連鎖」を断ち切り、生まれ育った環境に左右されることなく全ての子どもが希望を持って生きることができるよう、貧困状態にある子育て家庭への支援策を展開します。

## （１）家庭における養育機能の強化

### 【主な事業・取り組み】

| | | |
|---|---|---|
| 1 | **両親学級・母親学級** | |
| | 妊娠中から、夫婦がお互いに支え合って出産・育児をできるようになることを目的に、妊娠中の女性の身体的・精神的変化や家族計画についての指導や相談を行います。 | |
| | 対象： | ☑妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☐小学生　☐中学生　☑保護者等 |
| 2 | **育児学級** | |
| | 出産して間もない母親が、同じ育児中の産婦や助産師、保健師等と一緒に語り合うことで、少しでも不安の解消を図ることを目的として実施します。 | |
| | 対象： | ☑妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☐小学生　☐中学生　☑保護者等 |
| 3 | **発達相談** | |
| | 子どもの心身及び運動・発達面において養育支援が必要な児童及び保護者に対して、専門職による適切な養育相談を行います。 | |
| | 対象： | ☐妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |
| 4 | **育児支援のための家庭訪問** | |
| | 養育が困難となっている家庭にヘルパー等を派遣し、家庭内での育児・養育に関する相談支援・指導及び家事援助等を行います。 | |
| | 対象： | ☐妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |

## （２）地域における養育機能の強化

### 【主な事業・取り組み】

| | | |
|---|---|---|
| 1 | **地域子育て支援拠点事業** | |
| | 子育て家庭の保護者とその子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供する他、地域の子育て支援情報の収集・提供等、子育て全般に関する専門的な支援を行います。 | |
| | 対象： | ☐妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☐小学生　☐中学生　☑保護者等 |
| 2 | **児童館事業** | |
| | 児童が遊びを通して健康かつ心豊かに育つことを目的として、０歳から 18 歳までの児童の居場所を提供します。 | |
| | 対象： | ☐妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |
| 3 | **子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）** | |
| | 子育てに関して困りごとがあるときに、手助けしてほしい人（「お願い会員」）と手助けできる人（「まかせて会員」）をファミリー・サポート・センターがマッチングし、手助けを行います。 | |
| | 対象： | ☐妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☐中学生　☑保護者等 |

| | |
|---|---|
| 4 | **子育てサポーターの養成** |
| | 育児の相互援助を通して母親が安心とゆとりを持って子育てができ、子どもたちが健やかに育つ環境を地域で支援するために、子育てサポーターを養成します。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☐中学生　☑保護者等 |
| 5 | **子育て支援ネットワークの整備** |
| | 地域ぐるみで子育てを支援するネットワークを構築し、きめ細かな子育て支援や保育サービスの内容等の情報を子育て家庭に提供します。 |
| | 対象：　☑妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |
| 6 | **子育て世代包括支援事業（利用者支援事業）** |
| | いきいき健康課子育て支援係内に子育て世代包括支援センターを設置し、一般世帯からリスクのある世帯まで幅広い子育て家庭を対象に、子育てに必要な情報提供や相談支援等を行います。同時に、利用者支援事業（母子保健型）を行います。 |
| | 対象：　☑妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |
| 7 | **子育てを負担に思う割合の低減化** |
| | 地域の子育てサークルや団体が中心となって行う、子育て家庭に向けた様々なイベントや研修会等を通して、子育て家庭の負担の軽減を図ります。 |
| | 対象：　☑妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |

## （３）支援を必要とする子どもへの対応

**【主な事業・取り組み】**

| | |
|---|---|
| 1 | **ひとり親家庭等への自立支援と相談体制の充実** |
| | 母子家庭等の児童の健全育成を図るため、母子及び寡婦福祉法を踏まえた自立支援や就労支援、経済支援を実施します。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |
| 2 | **要保護児童対策地域協議会の設置** |
| | 子どもの生命に関わる児童虐待を防止するため、児童相談所、警察、学校、保育所、主任児童委員等の関係機関・団体からなる要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議・実務者会議を定期的に実施する他、必要に応じた個別ケース検討会議を随時実施します。 |
| | 対象：　☑妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |
| 3 | **放課後児童クラブにおける障がいのある子どもの受け入れ** |
| | 障がいのある子どもに対する保育のニーズが高まっているため、放課後児童クラブにおける受け入れを推進します。また、保育所及び認定こども園での障がいのある子どもの受け入れについても、実施を検討します。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☐３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☐中学生　☑保護者等 |

## （４）子どもの貧困対策の推進

### 【主な事業・取り組み】

| | |
|---|---|
| 1 | **貧困状態にある子育て家庭の把握** |
| | 貧困状態にある子育て家庭への早期の支援につなげるため、保健師による家庭訪問や町内の相談窓口、民生委員・児童委員の活動を通した子育て家庭の経済的状況や養育環境の把握を行います。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |
| 2 | **教育への支援** |
| | 幼児教育・保育の無償化の着実な実施や就学援助等を通して、経済的に余裕のない子育て家庭の就学に係る費用負担の軽減を図ります。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |
| 3 | **生活の安定に資するための支援** |
| | 社会福祉協議会が実施する生活困窮者自立支援事業等によるサービス提供や食糧支援、子どもの居場所づくり等を通して、貧困状態にある子育て家庭の生活への支援を図ります。また、妊娠・出産期から切れ目のない相談支援体制を構築します。 |
| | 対象：　☑妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |
| 4 | **就労の支援** |
| | 安定した就労につなげるため、ハローワーク等と連携しながら、貧困状態にある子育て家庭の保護者の就業への支援を行います。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☐小学生　☐中学生　☑保護者等 |
| 5 | **経済的支援** |
| | 児童手当の支給や子どもの医療費の助成、町独自の子育て祝い金の支給等による経済的支援を実施し、生活に困難を抱える子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |

## 方針２　親子の健康づくり

乳幼児を対象とした健康診査は、乳児を対象に４回、幼児を対象に４回（２歳児は歯科検診のみ）実施しています。本町で実施する乳児健診以外にも、県内の医療機関に乳児健診を２回、さらに新生児聴覚検査を１回、委託して行っています。

また、産後のうつ予防として、新生児への虐待につながらないよう、産婦健診を行います。支援が必要な方には母体・乳児のケアを図るため、山梨県産前産後ケアセンターへの宿泊を勧める等、産後ケアを推進します。

これらの取り組みを継続していくとともに、保健師による家庭訪問等、健康や育児に関する相談支援・指導についても継続して実施します。

また、子育て医療費の助成等による小児医療の充実や救急医療体制の整備を図るとともに、将来の健康の基礎となる正しい食習慣が身につくよう発達段階に応じた食の体験や情報提供による食育を推進する等、子どもの健康の確保を多方面から支援します。

### （１）乳幼児の健康管理と相談支援

**【主な事業・取り組み】**

| | |
|---|---|
| 1 | **妊婦健診** |
| | 妊娠期間中の母子の健康状態を確かめるために、最大 14 回の健康診査を実施します。 |
| | 対象：　☑妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☐小学生　☐中学生　☐保護者等 |
| 2 | **産婦健診（委託）** |
| | 産後１ヶ月程度の間に２回、産婦健診を実施します。 |
| | 対象：　☑妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☐小学生　☐中学生　☐保護者等 |
| 3 | **産後ケア事業** |
| | 産後うつ傾向がみられたり、親族からの支援が得られなかったりする産婦と４ヶ月児までの乳児を対象に、山梨県産前産後ケアセンターへの宿泊（原則：３泊）を勧めます。 |
| | 対象：　☑妊産婦　☑３歳未満　☐３歳以上　☐小学生　☐中学生　☐保護者等 |
| 4 | **乳児健診** |
| | 発育度合の確認や病気の早期発見、早期対応を目的として、生後４・７・10・13 ヶ月の児童を対象に母子保健法に基づき行う健康診査を実施します。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☑３歳未満　☐３歳以上　☐小学生　☐中学生　☑保護者等 |
| 5 | **乳児健診（委託）** |
| | １歳に至るまでの間に健康診査を２回実施します。また、出生日から医療機関退院日まで、またはその期間内に検査できなかった場合は出生日から６ヶ月以内に新生児聴覚検査を実施します。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☑３歳未満　☐３歳以上　☐小学生　☐中学生　☑保護者等 |

| | |
|---|---|
| 6 | **幼児健診** |
| | 乳児健診後の１歳６ヶ月の児童・３歳児・５歳児に対し１回ずつ、健康診査を実施します。また、２歳児には、歯科健診を実施します。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☐小学生　☐中学生　☑保護者等 |
| 7 | **保健師家庭訪問** |
| | 妊産婦の健康管理や妊娠中の生活・不安等について、保健師が家庭訪問を行い、個別に対応します。 |
| | 対象：　☑妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |
| 8 | **助産師家庭訪問（出産前後ケア指導）** |
| | 妊娠中の健康管理や出産について、助産師が家庭訪問を行い、個別に指導します。 |
| | 対象：　☑妊産婦　☑３歳未満　☐３歳以上　☐小学生　☐中学生　☑保護者等 |
| 9 | **不妊相談窓口の開設** |
| | 不妊で悩む方への相談窓口にて、対応と心身のケアを行います。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☐小学生　☐中学生　☑保護者等 |
| 10 | **妊婦の喫煙や飲酒に関する啓発** |
| | 妊娠中の喫煙や飲酒は、早産児・低体重児等の誘因になるため、母子健康手帳交付時や両親学級・母親学級、家庭訪問等の機会を利用して、喫煙や飲酒が児童に与える影響について啓発します。 |
| | 対象：　☑妊産婦　☐３歳未満　☑３歳以上　☐小学生　☐中学生　☑保護者等 |
| 11 | **小児健康医療体制の整備** |
| | 乳幼児健診実施時に、相談対応を行います。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☐小学生　☐中学生　☑保護者等 |

## （２）小児医療の充実

### 【主な事業・取り組み】

| | |
|---|---|
| 1 | **子育て支援医療費助成事業** |
| | 家庭の経済的負担の軽減と病気の早期発見・早期治療を目的として、子どもの医療費の助成を行い、乳幼児保健の向上を図ります。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |
| 2 | **小児休日夜間救急医療体制の整備** |
| | 休日夜間における小児救急医療を行います。また、県の事業として町が負担金を支出して対応します。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |

## （３）食育の推進

**【主な事業・取り組み】**

| | | |
|---|---|---|
| 1 | **ふれあい食体験事業** | |
| | 乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食習慣の定着と、食を通じた豊かな人間性を形成するための「食育」に関する情報提供を行います。また、食生活改善推進員及び愛育会等との連携により、保育所及び地域で親子料理教室等を実施します。 | |
| | 対象： | ☐妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |
| 2 | **母子の栄養管理に関する事業** | |
| | 離乳食教室の中で、正しい知識を身につけてもらい、安心して離乳食づくりを始められるように、また家族や本人の食生活についても考える機会となることを目的として実施します。また、乳幼児健診等の機会において、食生活に関する相談ができる機会をつくり、支援を行います。 | |
| | 対象： | ☑妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☐小学生　☐中学生　☑保護者等 |
| 3 | **食育に関する情報提供** | |
| | 市川三郷町食育推進計画に基づいて、各年代に対して食育と地産地消を推進する取り組みを実施する他、日々の献立について、レシピの紹介や健康、食習慣に関する指導や情報提供を行います。また、１歳６ヶ月等の各健康診査時に、手作りおやつとそのレシピを配付します。 | |
| | 対象： | ☑妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |

# 方針３　学びを通した成長

学校教育の場においては、体験的な学習の充実を図るとともに、幅広い人材や伝統的な文化等の地域資源を活用して、本町ならではの体験機会や学習機会を提供できるよう取り組んでいきます。また、公民館での体験活動やスポーツ少年団等、教室での学習以外に様々な体験が可能となるよう、学びを促進する環境の整備を行います。

次の世代の親となる子どもたちに対して、少子化が進行する中で体験機会が不足している赤ちゃんとのふれあいや育児体験ができる機会の提供に取り組むとともに、思春期に特有の課題等についての相談支援や情報提供を行っていきます。

## （１）生きる力を育む学校教育の推進

**【主な事業・取り組み】**

| | | |
|---|---|---|
| 1 | **いきいき教育のための地域人材の活用** | |
| | 児童・生徒の体験的な学習の充実を図り「生きる力」を育むため、幅広い経験や優れた知識・技術を持つ地域在住の方と連携して、農業や地域の伝統的な文化など、幅広い体験授業・指導を行います。 | |
| | 対象： | ☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☑小学生　☑中学生　☐保護者等 |
| 2 | **たのしい教室（放課後子ども教室）** | |
| | 各地区の公民館主事が担当し、地域の方に講師及び安全指導員として協力してもらいながら、体験活動等を通して放課後等に安全に過ごせる居場所を提供します。 | |
| | 対象： | ☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☑小学生　☐中学生　☐保護者等 |
| 3 | **スポーツ推進委員の育成** | |
| | 県及び峡南地区の協議会に加盟し、スポーツ推進委員向けの研修会及び各大会に参加し、体力及び指導力の向上を図ります。 | |
| | 対象： | ☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☐小学生　☐中学生　☑保護者等 |
| 4 | **スポーツ少年団の充実** | |
| | 子どもたちがスポーツを通して体力や精神力を鍛えたくましく成長するように、スポーツ少年団の活動を支援します。 | |
| | 対象： | ☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☑小学生　☐中学生　☐保護者等 |
| 5 | **総合型地域スポーツクラブの設置** | |
| | 体力や年齢、技術、興味、目的に応じてスポーツに親しむための総合型地域スポーツクラブを設置・運営します。 | |
| | 対象： | ☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |
| 6 | **スポーツ施設の整備・充実** | |
| | 誰もが生涯を通して様々なスポーツに親しめるよう、各種スポーツ施設を整備・充実します。 | |
| | 対象： | ☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |

## （２）次代の親の育成

**【主な事業・取り組み】**

| | |
|---|---|
| 1 | **性に関する正しい知識の学習** |
| | 各学校で、性に関する健全な知識の学習を図るための授業等を実施します。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☑小学生　☑中学生　☐保護者等 |
| 2 | **中学生の乳児ふれあい体験の充実** |
| | 乳幼児にふれる機会が少ない中学生が育児体験をすることで、いのちの尊さを学ぶ機会となるよう、体験学習を推進します。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☐小学生　☑中学生　☐保護者等 |
| 3 | **思春期を対象とした家庭教育学級の開催** |
| | 思春期を対象とした家庭教育学級を開催します。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☐小学生　☑中学生　☐保護者等 |
| 4 | **スクールカウンセラーによる相談の実施** |
| | いじめや不登校等に対する保護者の不安を解消するため、スクールカウンセラーを活用し、各学校における相談体制の充実を図ります。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |
| 5 | **薬物乱用防止事業** |
| | 薬物から青少年を守るため「6.26 ヤング街頭キャンペーン」を地域に向けて実施し、リーフレット等の配布を通した薬物乱用についての啓発や、街頭での広報活動を行います。また、薬物の危険性に関する教育を推進します。 |
| | 対象：　☑妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |
| 6 | **自殺予防対策の推進** |
| | 健全な心と体の健康づくりのため、ＳＯＳの出し方に関する教育を推進します。また、周囲の気づきを高めるため、ゲートキーパー養成講座を実施し、町民の受講を推奨します。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |

# 方針４　暮らしやすいまちづくり

子育て家庭が暮らしやすいまちづくりにおいて、仕事と子育ての両立が重要な課題となっています。そのためには、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等によるサービスの活用のみならず、家庭や職場での役割分担や支え合いも重要になります。男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを中心に、家庭や職場に対して、情報提供や周知・啓発等の働きかけを行っていきます。

また、安心して暮らせる地域社会及び安全な生活環境を整備することは、地域社会全体で子育てを支えていくために必要です。地域で一丸となって防犯や交通安全を推進していくことで、子育て家庭のみならず誰もが暮らしやすいまちづくりの実現を目指します。

## （１）仕事と子育ての両立支援

**【主な事業・取り組み】**

| | |
|---|---|
| 1 | **育児休業を取得しやすい職場環境の整備充実** |
| | 「輝く笑顔いちかわみさとフォーラム」等の機会を活用して、事業主等を対象に、育児休暇を取得しやすい職場づくりに向けた啓発に努めます。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☐小学生　☐中学生　☑保護者等 |
| 2 | **男性のための料理教室の開催** |
| | 家庭内の固定的役割分担をなくすため、男性が家事で自立できるよう、料理教室を開催します。また、男性の家事について、地域で自主的に取り組めるよう支援を行います。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☐小学生　☐中学生　☑保護者等 |
| 3 | **男女共同参画地域啓発事業** |
| | 輝く笑顔いちかわみさと川柳（標語）コンテストや意識調査、フォーラムの実施等を通して、男女共同参画社会の実現に向けた啓発を図ります。 |
| | 対象：　☑妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |

## （２）防犯対策等の強化

### 【主な事業・取り組み】

| | |
|---|---|
| 1 | **子どもを対象とした防犯指導の充実** |
| | 犯罪防止のための防犯教室の開催や広報等による防犯指導を実施します。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☐３歳未満　☑３歳以上　☐小学生　☐中学生　☐保護者等 |
| 2 | **青色防犯パトロールカー運転事業** |
| | 児童・生徒の安全確保を主眼とした、学校周辺・通学路等における日常的な巡回パトロールを行います。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☐３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☐保護者等 |
| 3 | **「子ども 110 番の家」等緊急避難所の設置** |
| | 地域ぐるみで子どもたちの安全を見守る、緊急避難所を設置します。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☑小学生　☑中学生　☐保護者等 |
| 4 | **防犯灯の整備** |
| | 安全対策のため、防犯灯の整備を実施します。 |
| | 対象：　☑妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☐保護者等 |
| 5 | **学校における防犯に関する研修会の実施** |
| | 児童・生徒に実践的な対処方法が身につくよう、小学生を対象に防犯教室等を実施します。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☑小学生　☐中学生　☐保護者等 |
| 6 | **地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業** |
| | 登下校時に定期的に巡回指導を行い、安心して通学できるよう、継続的な安全管理を実施します。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☑小学生　☑中学生　☐保護者等 |
| 7 | **ＤＶ防止の促進** |
| | 配偶者等からの暴力（ＤＶ）は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であるため、その防止に努めるとともに、被害者への支援を推進します。 |
| | 対象：　☑妊産婦　☑３歳未満　☑３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |

## （３）交通安全対策

### 【主な事業・取り組み】

| | |
|---|---|
| 1 | **幼児の交通安全教室** |
| | 町内の保育所・認定こども園において、幼児を交通事故から守るため、交通指導員が地域の実情に合わせた交通安全教室を実施します。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☐３歳未満　☑３歳以上　☐小学生　☐中学生　☐保護者等 |
| 2 | **小・中・高校生の交通安全教室** |
| | 交通事故から守るため、地域の実情に合わせた交通安全教室を実施します。また、親子安全教室や自転車の乗り方指導を行います。 |
| | 対象：　☐妊産婦　☐３歳未満　☐３歳以上　☑小学生　☑中学生　☑保護者等 |

# 第５章　子ども・子育て支援事業の推進

## 第１節　基本的な考え方

### （１）子ども・子育て支援事業の概要

子ども・子育て支援法で規定されている保育所、幼稚園等の教育・保育、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業、時間外保育事業、子育て援助活動支援事業等の地域子ども・子育て支援事業は、この計画の基本理念である「安心して子どもを産み育て、暮らしやすいまちづくり」を実現に向けた取り組みの根幹を成すものです。

本項では、子ども・子育て支援法に基づいて、市町村子ども・子育て支援事業計画にて定めることとされている各事業の量の見込みと、その提供体制の確保の内容についてまとめます。

**【子ども・子育て支援事業の一覧】**

**教育・保育**

**施設型給付**

●認定こども園（０～５歳）
　・幼保連携型
　・幼稚園型・保育所型・地方裁量型
●保育所（０～５歳）
●幼稚園（３～５歳）

**地域型保育給付**

●小規模保育
　（定員は６人以上 19 人以下）
●家庭的保育
　（保育者の居宅等で行う保育。
　定員は５人以下）
●居宅訪問型保育
　（子どもの居宅等において行う保育）
●事業所内保育
　（事業所内の施設等において行う保育）

**地域子ども・子育て支援事業**

①時間外保育事業
②放課後児童健全育成事業
③子育て短期支援事業
④地域子育て支援拠点事業
⑤一時預かり事業（預かり保育）
⑥病児・病後児保育事業
⑦子育て援助活動支援事業
⑧利用者支援事業
⑨妊婦健康診査事業
⑩乳児家庭全戸訪問事業
⑪養育支援訪問事業
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

また、子ども・子育て支援法では、教育・保育の提供においては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、子どもの年齢や利用目的、保育の必要性等を勘案した上で以下の３区分にそれぞれ認定する仕組みとなっています。

| 認定区分 | 対象年齢 | 利用目的 | 保育の必要性 |
|---|---|---|---|
| １号認定 | ３～５歳 | 主に教育 | 低い |
| ２号認定 | ３～５歳 | 主に教育または保育 | 高い |
| ３号認定 | ０～２歳 | 主に保育 | 高い |

## （２）教育・保育提供区域の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画は、ニーズ調査結果や第１期計画期間の利用実績等をもとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」（どのくらいニーズがあるか）を設定し、市町村の現状や将来的な事業提供の見込み等を勘案した上で、具体的な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供方針としての「確保の内容」（いつ、どのくらい供給するか）を定めるものです。

上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育提供区域」を設定し、この区域ごとに量の見込みと提供体制の確保の内容を定めることが必要です。教育・保育提供区域の設定においては、教育・保育の利用状況や地理的条件、人口・交通事情等の社会的条件、施設の整備状況等を総合的に考慮して設定することとされています。

以上の条件を考慮し、本町では、町全体を１つの提供区域として設定します。

## （３）子どもの数の推計結果

計画期間中における子どもの数について、2015（平成 27）～2019（平成 31）年度の人口を基準として０～11 歳の子どもの数を推計しました。

2020（令和２）～2024（令和６）年度までの各年４月１日現在における０～11 歳の子どもの数の推計は以下のとおりです。子どもの数の推計は 2020（令和２）年度には 1,127 人ですが、最終年度である 2024（令和６）年度には 1,049 人まで減少するとの結果が出ています。

**【本町の子どもの数の推計】**

（単位：人）

| 年度／年齢 | 実績値 | 推計値 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成31年度(2019) | 令和２年度(2020) | 令和３年度(2021) | 令和４年度(2022) | 令和５年度(2023) | 令和６年度(2024) |
| ０歳 | 57 | 66 | 64 | 62 | 60 | 58 |
| １歳 | 72 | 62 | 72 | 70 | 68 | 65 |
| ２歳 | 103 | 79 | 68 | 79 | 77 | 75 |
| ３歳 | 74 | 111 | 85 | 74 | 85 | 83 |
| ４歳 | 116 | 76 | 114 | 87 | 76 | 87 |
| ５歳 | 94 | 118 | 77 | 116 | 89 | 77 |
| ０～５歳合計 | 516 | 512 | 480 | 488 | 455 | 445 |
| ６歳 | 97 | 96 | 121 | 79 | 118 | 91 |
| ７歳 | 90 | 96 | 95 | 120 | 78 | 117 |
| ８歳 | 101 | 92 | 98 | 97 | 122 | 80 |
| ９歳 | 98 | 100 | 91 | 97 | 96 | 121 |
| 10 歳 | 132 | 99 | 101 | 92 | 98 | 97 |
| 11 歳 | 130 | 132 | 99 | 101 | 92 | 98 |
| ６～11 歳合計 | 648 | 615 | 605 | 586 | 604 | 604 |
| 総計 | 1,164 | 1,127 | 1,085 | 1,074 | 1,059 | 1,049 |

※人口推計については、過去５年間の住民基本台帳人口（各年度４月１日現在）をもとに、コーホート変化率法を用いて行いました。

# 第２節　教育・保育

## （１）１号認定・２号認定（教育）

**【対象】**

・保育の必要性が低い３～５歳の児童

・保育の必要性が高い３～５歳の児童のうち、幼児教育の利用希望が強いとみられる児童

**【量の見込み及び確保の内容】**　（単位：人）

| | 令和２年度（2020） | 令和３年度（2021） | 令和４年度（2022） | 令和５年度（2023） | 令和６年度（2024） |
|---|---|---|---|---|---|
| ① 量の見込み（必要利用定員総数） | 50 | 47 | 47 | 42 | 42 |
| １号認定 | 21 | 19 | 19 | 17 | 17 |
| ２号認定（教育） | 29 | 28 | 28 | 25 | 25 |
| ② 確保の内容 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 特定教育・保育施設 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ②－① | 0 | 3 | 3 | 8 | 8 |

**【量の確保方策】**

現在、受け入れを行っている町内の幼稚園型認定こども園が２園あり、教育ニーズに対応する認可定員の合計は 72 人となっています。最大で 50 人（2020（令和２）年度）と見込まれる町内の利用希望に対応することが可能だと考えられます。

## （２）２号認定（保育）

### 【対象】

・保育の必要性が高い３～５歳の児童

### 【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人）

| | | 令和２年度（2020） | 令和３年度（2021） | 令和４年度（2022） | 令和５年度（2023） | 令和６年度（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ① 量の見込み（必要利用定員総数） | | 249 | 226 | 227 | 204 | 202 |
| ② 確保の内容 | | 326 | 326 | 326 | 326 | 326 |
| | 特定教育・保育施設 | 326 | 326 | 326 | 326 | 326 |
| | 特定地域型保育 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | | 77 | 100 | 99 | 122 | 124 |

### 【量の確保方策】

現在、受け入れを行っている町内の保育所が７か所と幼稚園型認定こども園が２園あり、認可定員の合計は 370 人となっています。最大で 249 人（2020（令和２）年度）と見込まれる町内の利用希望に対応することが可能だと考えられます。

## （３）３号認定（０～２歳）

### 【対象】

・保育の必要性が高い０～２歳の児童

### 【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人）

| | | 令和２年度（2020） | 令和３年度（2021） | 令和４年度（2022） | 令和５年度（2023） | 令和６年度（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ① 量の見込み（必要利用定員総数） | | 161 | 159 | 165 | 160 | 155 |
| | ０歳 | 43 | 42 | 40 | 39 | 38 |
| | １～２歳 | 118 | 117 | 125 | 121 | 117 |
| ② 確保の内容 | | 192 | 192 | 192 | 192 | 192 |
| | 特定教育・保育施設 | 192 | 192 | 192 | 192 | 192 |
| | 特定地域型保育 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | | 31 | 33 | 27 | 32 | 37 |

### 【量の確保方策】

現在、受け入れを行っている町内の保育所が７か所と幼稚園型認定こども園が２園あり、認可定員の合計は 240 人となっています。最大で 165 人（2022（令和４）年度）と見込まれる町内の利用希望に対応することが可能だと考えられます。

■参考：計画期間中の保育利用率※

| | 令和２年度（2020） | 令和３年度（2021） | 令和４年度（2022） | 令和５年度（2023） | 令和６年度（2024） |
|---|---|---|---|---|---|
| ０～２歳人口（人） | 207 | 204 | 211 | 205 | 198 |
| 保育利用者数（人） | 192 | 192 | 192 | 192 | 192 |
| 保育利用率※（%） | 92.8 | 94.1 | 91.0 | 93.7 | 97.0 |

※保育利用率…０～２歳の子どもの人口に占める、利用定員の割合

## 第３節　地域子ども・子育て支援事業

国の基本方針等を踏まえ、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと、対応する確保の内容を定めます。

### （１）時間外保育事業（延長保育事業）

**【事業内容】**

延長保育等、通常の保育時間以外の時間帯に保育を行う事業

**【量の見込み及び確保の内容】**

（単位：人）

| | 令和２年度（2020） | 令和３年度（2021） | 令和４年度（2022） | 令和５年度（2023） | 令和６年度（2024） |
|---|---|---|---|---|---|
| ① 量の見込み | 74 | 70 | 71 | 66 | 65 |
| ② 確保の内容 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| ②－① | 76 | 80 | 79 | 84 | 85 |

**【量の確保方策】**

現在、本事業を実施している町内の保育所が３か所あり、これらの保育所に入所していれば時間外保育を受けることができるようになります。最大 74 人（2020（令和２）年度）と見込まれる町内の利用希望に対応することが可能だと考えられるので、現在の水準の維持に努めます。

## （２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校休業中に適切な遊びや生活の場を提供して、健全な育成を図る事業

### 【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人）

| | | 令和２年度（2020） | 令和３年度（2021） | 令和４年度（2022） | 令和５年度（2023） | 令和６年度（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ① 量の見込み | | 305 | 307 | 293 | 306 | 301 |
| | １年生 | 71 | 89 | 58 | 87 | 67 |
| | ２年生 | 62 | 66 | 82 | 54 | 81 |
| | ３年生 | 52 | 58 | 61 | 76 | 50 |
| | ４年生 | 56 | 38 | 42 | 45 | 56 |
| | ５年生 | 30 | 36 | 25 | 27 | 29 |
| | ６年生 | 34 | 20 | 25 | 17 | 18 |
| | 低学年合計 | 185 | 213 | 201 | 217 | 198 |
| | 高学年合計 | 120 | 94 | 92 | 89 | 103 |
| ② 確保の内容 | | 340 | 340 | 340 | 340 | 340 |
| ②－① | | 35 | 33 | 47 | 34 | 39 |

### 【量の確保方策】

現在、放課後児童健全育成事業については、町内 10 か所で実施し、定員は合計して 340 人となっています。最大で 307 人（2021（令和３）年度）と見込まれる町内の利用希望に対応することが可能だと考えられます。

また、障がいのある子どもや発達が気になる子ども等の特別な支援を必要とする子どもについても、可能な範囲で受け入れを行います。

### 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携について

新・放課後子ども総合プランでは、次代を担う子どもたちの健全な育成と、放課後に安心して過ごせる居場所の確保のために、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な提供体制の整備を進めることとされています。

本町では、放課後子ども教室事業として「たのしい教室」を実施し、地域住民の協力のもと体験活動等の機会を提供しており、児童の健全育成につながる居場所づくりに取り組んでいます。

今後、放課後児童クラブと「たのしい教室」の実施において、企画段階から放課後児童クラブの指導員と「たのしい教室」の安全指導員の連携を促進するとともに、プログラムの内容等を検討できるよう定期的な打合せや、運営状況等についての協議・進捗報告等を行っていきます。

**放課後子ども教室事業**…地域住民の参画を得ながら、放課後における安全で健やかな活動拠点づくりを行うことで、地域との交流及び児童の健全育成を推進する事業

## （３）子育て短期支援事業

### 【事業内容】

保護者が、疾病・疲労等の一定の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かり、養育・保護を行う短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）・夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）等の事業

### 【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人／年）

| | 令和２年度（2020） | 令和３年度（2021） | 令和４年度（2022） | 令和５年度（2023） | 令和６年度（2024） |
|---|---|---|---|---|---|
| ① 量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 確保の内容 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### 【量の確保方策】

今回実施したニーズ調査においては、子育て短期支援事業の利用希望はありませんでした。

今後、利用希望等があった場合は、本町内にこの事業を実施している施設がないため、中央児童相談所等と連携を図り、一時保護等の対応につなげます。

## （４）地域子育て支援拠点事業

### 【事業内容】

子育て家庭の保護者とその子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供する他、地域の子育て支援情報の収集・提供等、子育て全般に関する専門的な支援を行う事業

### 【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人回／月）

| | 令和２年度（2020） | 令和３年度（2021） | 令和４年度（2022） | 令和５年度（2023） | 令和６年度（2024） |
|---|---|---|---|---|---|
| ① 量の見込み | 392 | 386 | 399 | 388 | 375 |
| ② 確保の内容 | 440 | 440 | 440 | 440 | 440 |
| ②－① | 48 | 54 | 41 | 52 | 65 |

### 【量の確保方策】

現在、地域子育て支援拠点事業については、町内１か所で週５日、２か所で週３日実施しています。最大で 399 人（2022（令和４）年度）と見込まれる町内の利用希望に対応することが可能だと考えられます。

## （５）一時預かり事業（預かり保育）

### 【事業内容】

保護者の急病・急用、育児疲れの解消等、家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった児童について一時的に保育を行う事業です。幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。在園児対象型の一時預かりは、幼稚園及び認定こども園の利用者のうち、一定の理由で保育時間の延長を認められた３～５歳の児童が対象の保育です。それ以外のものについては、理由を問わず一時的に子どもを預けることができるもので、保育所やファミリー・サポート・センターで実施しています。

### ①幼稚園・認定こども園で実施する一時預かり（在園児対象型）

**【量の見込み及び確保の内容】**

（単位：人／年）

| | | 令和２年度（2020） | 令和３年度（2021） | 令和４年度（2022） | 令和５年度（2023） | 令和６年度（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ① 量の見込み | | 5,625 | 5,098 | 5,120 | 4,627 | 4,569 |
| | 不定期利用 | 227 | 213 | 217 | 202 | 197 |
| | 定期的利用 | 5,398 | 4,885 | 4,903 | 4,425 | 4,372 |
| ② 確保の内容 | | 480 | 480 | 480 | 480 | 480 |
| ②－① | | △5,145 | △4,618 | △4,640 | △4,147 | △4,089 |

### 【量の確保方策】

現在、在園児対象型の一時預かり事業は、町内の幼稚園型認定こども園２園で実施しています。量の見込みとしては大きな値が出ていますが、これは定期的利用において、保護者の勤務日が全て計上されるためであり、この数全ての確保が必要ということではありません。

本事業において、受け入れ側に明確な定員はありませんが、教育・保育にて推計を行った１号認定・２号認定（教育）の分の対応ができれば、需要を満たすことが可能であると考えられます。

### ②その他の一時預かり

**【量の見込み及び確保の内容】**

（単位：人／年）

| | | 令和２年度（2020） | 令和３年度（2021） | 令和４年度（2022） | 令和５年度（2023） | 令和６年度（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ① 量の見込み | | 507 | 475 | 483 | 450 | 440 |
| ② 確保の内容 | | 2,171 | 2,171 | 2,171 | 2,171 | 2,171 |
| | 保育所での一時保育 | 1,680 | 1,680 | 1,680 | 1,680 | 1,680 |
| | ファミリー・サポート・センター | 491 | 491 | 491 | 491 | 491 |
| ②－① | | 1,664 | 1,696 | 1,688 | 1,721 | 1,731 |

**【量の確保方策】**

現在、その他の一時預かりは、町内の保育所７か所と、ファミリー・サポート・センターで実施しています。保育所での一時保育については、年間で 1,680 人（各保育所で毎日１人程度）の受け入れが対応可能と考えられます。ファミリー・サポート・センターについては、年間 491 人の受け入れが対応可能と考えられます。

## （６）病児・病後児保育事業

**【事業内容】**

病気回復期の児童を家庭で保育することができない場合に、看護師や保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業

※2019（令和元）年度現在、本町では病後児保育事業のみを実施しています。

**【量の見込み及び確保の内容】**

（単位：人／年）

| | 令和２年度（2020） | 令和３年度（2021） | 令和４年度（2022） | 令和５年度（2023） | 令和６年度（2024） |
|---|---|---|---|---|---|
| ① 量の見込み | 129 | 121 | 123 | 114 | 112 |
| ② 確保の内容 | 720 | 720 | 720 | 720 | 720 |
| ②－① | 591 | 599 | 597 | 606 | 608 |

**【量の確保方策】**

現在、病後児保育事業を実施している町内の保育所が１か所あります。最大で 129 人（2020（令和２）年度）と見込まれる町内の利用希望に対応することが可能だと考えられます。

また、病児保育事業についても、対応可能となるよう関係機関等との調整を図ります。

## （７）子育て援助活動支援事業（就学児）

**【事業内容】**

子育てに関して困りごとがあるときに、手助けしてほしい人（お願い会員）と手助けできる人（まかせて会員）をファミリー・サポート・センターがマッチングし、手助けする事業

**【量の見込み及び確保の内容】**

（単位：人／年）

| | 令和２年度（2020） | 令和３年度（2021） | 令和４年度（2022） | 令和５年度（2023） | 令和６年度（2024） |
|---|---|---|---|---|---|
| ① 量の見込み | 563 | 563 | 563 | 563 | 563 |
| ② 確保の内容 | 736 | 736 | 736 | 736 | 736 |
| ②－① | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 |

**【量の確保方策】**

現在、子育て援助活動支援事業については、563 人と見込まれる町内の利用希望に対し、供給体制（現状の「まかせて会員」）で対応可能と考えられます。また、ニーズの増加に対応するため、「まかせて会員」の確保やより多くの援助の実施が可能な体制の整備に努めます。

## （８）利用者支援事業

**【事業内容】**

子育て家庭の親とその子どもが、保育所や認定こども園等の教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用希望者の相談に応じて支援を行う事業

**【量の見込み及び確保の内容】**

（単位：か所）

| | 令和２年度（2020） | 令和３年度（2021） | 令和４年度（2022） | 令和５年度（2023） | 令和６年度（2024） |
|---|---|---|---|---|---|
| ① 量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ② 確保の内容 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

**【量の確保方策】**

現在、いきいき健康課子育て支援係内に設置している子育て世代包括支援センターにて情報提供や相談支援を実施しています。

## （９）妊婦健康診査事業

### 【事業内容】

妊婦の保健管理の向上と費用負担の軽減を図るため、最大 14 回受診できる健康診査への助成を行うとともに、健康状態の把握や保健指導を行う事業

### 【量の見込み及び確保の内容】

（単位：回／年）

| | 令和２年度（2020） | 令和３年度（2021） | 令和４年度（2022） | 令和５年度（2023） | 令和６年度（2024） |
|---|---|---|---|---|---|
| ① 量の見込み | 896 | 868 | 840 | 812 | 784 |
| ② 確保の内容 | 896 | 868 | 840 | 812 | 784 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### 【量の確保方策】

本事業については、妊婦１人につき最大 14 回の健康診査となるため、（各年度の翌年度の０歳児数）×14 回で量の見込み及び確保の内容を想定していますが、確保の内容にある数値に限らず、対象となる全ての妊婦に実施します。

## （10）乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業内容】

生後４ヶ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳幼児の健康や子育て等に関する情報提供・助言・相談対応等を行う事業

### 【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人／年）

| | 令和２年度（2020） | 令和３年度（2021） | 令和４年度（2022） | 令和５年度（2023） | 令和６年度（2024） |
|---|---|---|---|---|---|
| ① 量の見込み | 66 | 64 | 62 | 60 | 58 |
| ② 確保の内容 | 66 | 64 | 62 | 60 | 58 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### 【量の確保方策】

本事業については、各年度の０歳児の数を量の見込み及び確保の内容として想定していますが、確保の内容にある数値に限らず、対象となる全ての家庭に実施します。

## （11）養育支援訪問事業

### 【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の養育環境の安定を図る事業

### 【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人／年）

| | 令和２年度（2020） | 令和３年度（2021） | 令和４年度（2022） | 令和５年度（2023） | 令和６年度（2024） |
|---|---|---|---|---|---|
| ① 量の見込み | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ② 確保の内容 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### 【量の確保方策】

本事業については、事業実績をもとに量の見込み及び確保の内容を想定していますが、確保の内容にある数値に限らず、対象となる全ての家庭に実施します。

## （12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業内容】

保育所等が実費徴収を行う際に、保護者が支払うべき費用等の実費負担の部分に対して公費による助成を行う事業

### 【提供体制】

社会的な支援の必要性が高い子ども及び子育て家庭を支援する意味からも、支援すべき対象となる家庭を把握し、助成を実施します。

### （13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

**【事業内容】**

幼稚園・保育所・認定こども園等への民間事業者の参入の促進に関する取り組みや、教育・保育施設の設置や運営において多様な事業者の能力を活用するための事業

**【提供体制】**

本町の関連計画・条例及び施設整備の進捗等と整合を図りながら、検討します。

## 第４節　子ども・子育て支援事業の推進のための取り組み

### （１）質の高いサービスの提供

教育・保育の提供については、市町村がサービスを提供する施設の運営について基準を定め、毎年確認を行うこととされています。この確認制度の運用を着実に行い、基準を満たした運営が行われているかを確認するとともに、利用者の視点に立ったサービスが提供されるように働きかけていきます。

質の高いサービスを提供していくためには、実際に子どもたちと向き合う従事者等の質の確保が重要となります。ファミリー・サポート・センターの会員向けの研修等の、本町で実施している研修への参加を促すなど、従事者等の専門性の向上を図っていきます。

### （２）認定こども園、地域型保育事業等に関する基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち、保護者の就労の状況等が第２子の出産や転職等によって変化しても、柔軟に子どもを受け入れることができる施設と位置づけられています。そのため、町内の保育所が認定こども園への移行を希望した場合には、円滑に移行できるように相談対応や情報提供を行うなど、その普及に取り組んでいきます。

また、主として３歳未満の子どもを保育する小規模な地域型保育事業については、現在のところ町内での実施は想定していませんが、実施の希望があった場合には、保育所等の定員の状況や利用希望の状況等を踏まえて、認可等について検討します。

## （３）特別な支援が必要な子どもたちの受け入れ体制等

障がいのある子どもや発達が気になる子ども、医療的ケアを必要とする子ども等の、特別な支援が必要な子どもが円滑に幼児教育・保育等を利用できるよう、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画等に沿った取り組みを推進します。また、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携の促進や、就学指導の実施等を通して、進級・進学への支援を図ります。

昨今、外国籍の子どもや帰国子女の子ども、両親が外国籍である子ども等の外国につながる子どもが増加傾向にあることから、こうした子どもが円滑に教育・保育及び子育て支援サービスを受けられる体制の整備が求められています。本町では、多言語に対応できる職員の相談窓口への配置や、教育・保育施設への介助員の配置等について、必要に応じて検討を行います。

## （４）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019（令和元）年 10 月 1 日から開始された幼児教育・保育の無償化によって、新制度未移行幼稚園の保育料や、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が新たに創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の最大の目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、保護者の利便性向上等を図るため、給付の方法や事務手続きの変更について、必要に応じた検討を行います。

新制度未移行幼稚園の保育料及び幼稚園や認定こども園の預かり保育の利用料等、無償化の対象となる事業について施設、関係機関との連携や情報共有を行い、事業の質の向上の促進を図っていきます。

# 第６章　推進体制

## 第１節　計画の推進体制

妊娠・出産期から乳幼児期、学齢期を通じて、切れ目のない支援を実施していくためには、保健部門、福祉部門、教育部門が相互に情報共有しながら、連携を図ることが必要となります。

子ども・子育て支援事業を利用したいと考えている保護者が、求めている事業を利用することができるよう、町内の各部門で事業の実施状況等について情報を共有し、密接に連携して子育て支援施策を推進していきます。

また、本計画の推進においては、町全体で、子どもへの支援及び子育て家庭への支援に取り組むことが必要となります。したがって、庁内だけでなく、家庭をはじめ、保育所、認定こども園、学校、その他の子育て支援施設、地域、関係機関・団体等、子育てに関わる町内の全ての主体との連携・協働により取り組んでいきます。

## 第２節　計画の評価・見直し

この計画に基づく事業の実施状況等については、毎年度開催する市川三郷町子ども・子育て会議を検証の場として定め、点検・評価を行い、計画の改善・充実に努めます。

また、第５章で推計を行った子どもの数や実際の施設及びサービスの利用状況が、この計画と見込んだ量と大きく乖離した場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

# 資料編

## ①市川三郷町子ども・子育て会議条例

平成25年９月27日

条例第20号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第１項の規定に基づき、市川三郷町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、法第77条第１項各号に掲げる事務を処理する。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)　子どもの保護者

(2)　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3)　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4)　その他町長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第７条　会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年10月１日から施行する。

（任期の特例）

２　この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は第４条本文の規定にかかわらず、平成27年３月31日までとする。

（市川三郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　市川三郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年市川三郷町条例第45号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## ②市川三郷町子ども・子育て会議委員

| No | 氏　名（敬称略） | 所属（団体名）：役職等 | 委員役職 |
|---|---|---|---|
| 1 | 有泉　みさを | 民生委員児童委員協議会長 | 会長 |
| 2 | 小林　美和子 | 主任児童委員（市川地区） | 副会長 |
| 3 | 石川　美奈子 | 主任児童委員（三珠地区） | |
| 4 | 都築　節子 | 主任児童委員（六郷地区） | |
| 5 | 塩島　実 | 市川三郷町ＰＴＡ連絡協議会長 | |
| 6 | 望月　一夫 | 市川三郷町校長会長 | |
| 7 | 保坂　昌 | 幼稚園保護者代表 | |
| 8 | 土橋　誠 | 幼稚園代表（市川幼稚園） | |
| 9 | 村松　裕 | 幼稚園代表（市川南幼稚園） | |
| 10 | 池谷　好司 | 保育園保護者代表 | |
| 11 | 田中　さとみ | 保育園代表（高田保育園） | |
| 12 | 中澤　理恵 | 保育園代表（大塚保育所） | |
| 13 | 坐光寺　智恵 | 子育て支援センター代表（子育て支援センターあいあい） | |
| 14 | 大野　美智子 | 学童保育指導員代表（六郷放課後児童クラブ） | |
| 15 | 高室　伸代 | ファミリー・サポート・センター代表 | |
| 16 | 青沼　親子 | 愛育連合会会長 | |
| 17 | 小林　佐代子 | 公募による委員 | |
| 18 | 小林　茂広 | 公募による委員 | |
| 19 | 石原　眞由美 | 公募による委員 | |

事務局員

| No | 氏　名（敬称略） | 所属：役職等 |
|---|---|---|
| 1 | 保坂　秀樹 | いきいき健康課　課長 |
| 2 | 望月　英利 | いきいき健康課　子育て支援係　係長 |
| 3 | 斎藤　美恵 | いきいき健康課　子育て支援係　保健師 |
| 4 | 渡邉　まゆみ | 福祉支援課　課長 |
| 5 | 今井　昌世 | 福祉支援課　福祉係　係長 |
| 6 | 鈴木　麻実 | 福祉支援課　福祉係　保健師 |
| 7 | 井上　靖彦 | 教育総務課　課長 |
| 8 | 依田　将利 | 教育総務課　学校教育係　係員 |
| 9 | 望月　順二 | 保育課　課長 |
| 10 | 佐野　弘 | 保育課　保育係　係長 |

市川三郷町
第２期子ども・子育て支援事業計画

発　　行：令和２年３月
編　　集：市川三郷町役場　いきいき健康課　子育て支援係
〒409-3244　山梨県西八代郡市川三郷町岩間 495
TEL　0556-32-2114 ／ FAX　0556-32-2887